

特別区の現状と課題（参考資料）

- I 都区制度改革の経緯と現行制度の概要
- II 都区間財源問題と都区のあり方検討
- III 特別区児童相談所の設置に向けた検討
- IV 都区財政調整制度と協議の現状
- V 地方分権改革と特別区のこれから

特別区長会事務局
2026. 6. 25

目 次

I 都区制度改革の経緯と現行制度の概要

○ 23区域の変遷	2
○ 昭和7年東京市（大東京市）の市域	2
○ 23区の変遷	3
○ 都区制度改革の変遷	4
○ 特別区の変遷イメージ	4
○ 制度改革の歩み	5
○ 都区制度に関する規定等	6
○ 都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比	7
○ 都区制度の概要	8
○ 都と区市町村との分担関係	8
○ 道府県と区・市の分担関係	9
○ 指定都市等の事務と特別区の手務の比較	10
○ 大都市人口の比較	11
○ 区域内の市町村財源と行政需要の比較	11
○ 平成12年の都区制度改革	12
○ 平成12年改革で確認された原則	12
○ 国会答弁にみる都区制度改革の趣旨	13
○ 政令指定都市制度と都区制度の比較	17
○ 特別区間の協議・共同機関	18
○ 「都区財政調整」及び「都区のあり方検討」に係る検討体制について	21

II 都区間財源問題と都区のあり方検討

○ 平成12年改革以降の都区制度をめぐる検討の経緯	23
○ 都区のあり方検討の経緯と現状のポイント	24
○ 平成12年改革後の協議で目指したもの	26
○ 未完の都区制度改革	26
○ 主要5課題に関する都区協議の概要～主要5課題の確認から当面の配分率の決着まで～	27
○ 都が行う「大都市事務」の分析結果	29
○ 都区財政調整「主要5課題」協議決着の構図	29
○ 都区のあり方検討委員会	30
○ 都区のあり方に関する検討の方向	30
○ 検討対象事務の選定基準と項目数	31
○ 移管すべき事務の選定基準	31
○ 都区の手務配分の検討結果（23年1月）	32
○ 事務配分の検討状況（例）	32
○ 事務配分に関する都区の考え方（例）	33
○ 都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧	34
○ 区域のあり方について	36
○ 分権の受け皿論	36
○ 都区のあり方検討 「区域のあり方」の取扱い	37
○ 東京の自治のあり方研究会	37
○ 東京の自治のあり方研究会「最終報告」について	38
○ 東京の人口の推移	39
○ 東京の将来人口推計（年齢3区分別）	40
○ 税財政制度について～区が示した「論点」～	41

Ⅲ 特別区児童相談所の設置に向けた検討

○ 平成28年児童福祉法改正までの検討経過の概況	43
○ 平成28年児童福祉法改正後における取組の概況	44
○ 平成28年児童福祉法改正までの検討経過（年表）	48
○ 平成28年児童福祉法改正後の取組状況（年表）	50
○ 児童相談所のあり方検討資料	63
○ 特別区児童相談所移管モデルのポイント	65
○ 「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について【概要版】	66
○ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案について【会長コメント】	68
○ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）【概要版】	69
○ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について【会長コメント】	71
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要	72
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について【会長コメント】	73
○ 「児童相談所運営・児童相談所設置市事務にかかる勉強会」開催概要	74
○ 「社会的養護・児童相談所業務の広域調整に係る都区検討会」	75
○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則【抜粋】	77
○ 世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について【会長コメント】	78

Ⅳ 都区財政調整制度と協議の現状

○ 2つの財源保障（財政調整）制度	80
○ 都区財政調整制度が必要な理由	80
○ 特別区に関する財政制度上の特例措置	81
○ 市町村税等の都区配分の状況	82
○ 都区間の一般財源配分の状況	83
○ 特別区財政調整交付金の規模	83
○ 都区財政調整制度のあらまし	84
○ 特別区財政調整交付金算定の仕組み	88
○ 都区財政調整交付金の算定方法	89
○ 基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例	90
○ 普通交付金区別算定額	91
○ 歳入決算額と財調算定額との関係	91
○ 都区財政調整関係協議の主な経緯	92
○ 都区財政調整基準財政需要額の推移	93
○ 都区間配分割合変更の考え方	93
○ 都区財政調整協議等の流れ	94
○ 令和8年度都区財政調整区側提案事項	94
○ 令和8年度都区財政調整協議結果のポイント	95
○ 都区協議会における特別区長会会長発言概要	98
○ 特別交付金に関する特別区の主張	99
○ 特別交付金の算定に関する運用について	100
○ 令和7年度特別区財政調整交付金（特別交付金）交付額一覧	106
○ 特別区都市計画交付金に関する特別区の主張	107
○ 都市計画決定の権限移譲について	108
○ 都市計画の種類及び決定区分と基礎自治体への移譲事務	109
○ 都市計画税について	110
○ 令和8年度都区財政調整（フレーム対比）	111
○ 都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）	112
○ 都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要	113
○ 都区財政調整制度の運用上の課題（例）	114
○ 道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算	115

V 地方分権改革と特別区のこれから

○ 地方分権改革と特別区の将来像に係る動きのポイント	117
○ 国、地方公共団体間の役割分担に関する地方自治法の規定（抜粋）	119
○ これまでの地方分権改革の成果	120
○ 「個性を活かし自立した地方をつくる」＜概要＞	123
○ 大都市制度のあり方をめぐる各団体の主張	124
○ 基礎自治体連合構想と都区制度の現状・課題（説明メモ）	127
○ 「とりまとめに向けた考え方について（その2）（案）」に対する意見等【説明メモ】	133
○ 第30次地制調第18回専門小委「都と特別区に関する検討の視点」に対する特別区の考え方	135
○ 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の要点	139
○ 第30次地方制度調査会「答申」に対するコメント（抜粋）	139
○ 第30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋）」	140
○ 第30次地方制度調査会答申を受けた取組状況について	149
○ 大阪「都」VS 特別自治市	150
○ 参考「特別市」について	150
○ 大阪における特別区の制度設計（いわゆる「大阪都構想」）の概要	151
○ 道州制関連の動き	153
○ 道州制ビジョン：東京圏をどうするのか（レジュメ）＜一部省略＞	154
○ 道州制と東京の扱いの議論	157
○ 大都市地域における自治制度の論点	158
○ 基礎自治体と広域行政	158
○ 「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想（概要版）	159
○ 東京自治制度懇談会報告「議論の整理」	163
○ 第二次特別区制度調査会報告	163
○ 東京や大都市制度に関する記述等	164
○ 当面する特別区の重大課題（例示）	166
○ 特別区長会会長就任あいさつ	167
○ 不合理な税制改正による特別区への影響	168
○ 不合理な税制改正に対する特別区長会の主な対応について	169
○ ふるさと納税制度に対する特別区の主張	170
○ 「ふるさと納税制度」に関する要望について	171
○ 「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明	172
○ 「不合理な税制改正に対する特別区の主張（令和7年度版）」概要	173
○ 特別区全国連携プロジェクト	175
○ 都道府県・市区町村人口順	179
○ （参考）特別区の基礎データ	180

I 都区制度改革の経緯と現行制度の概要

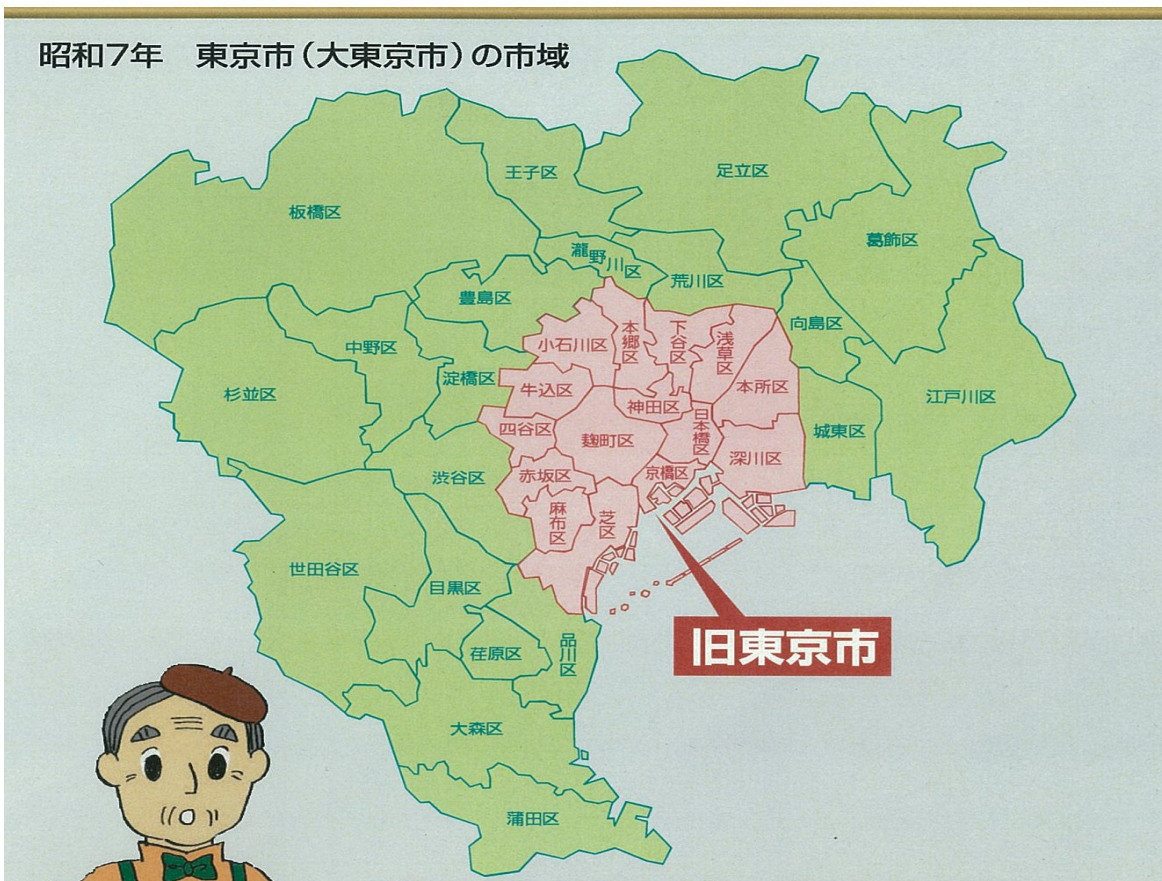
23区域の変遷

東京の「区」は一貫して法人格を有する自治の単位で推移

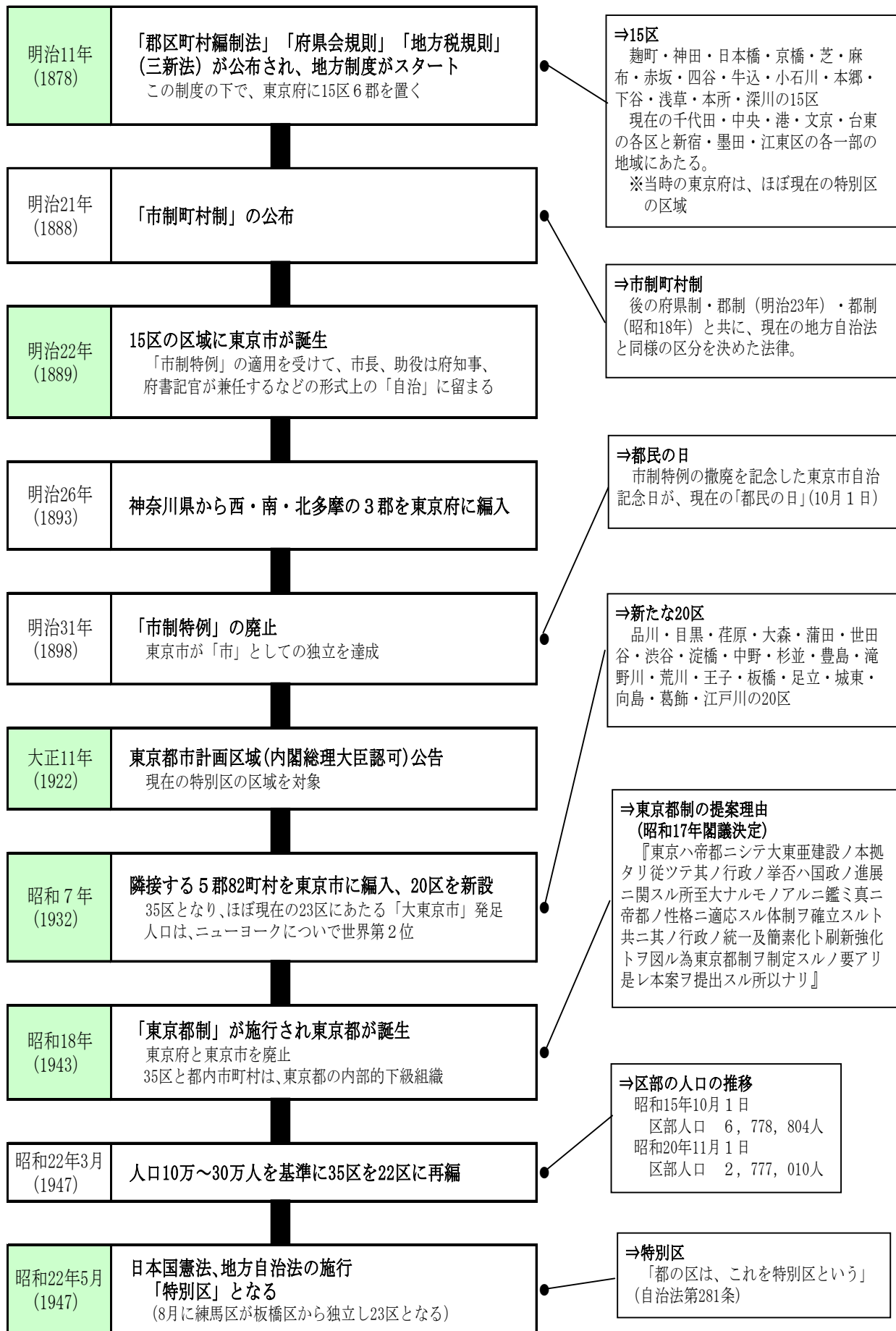
明治11年 (1878年)	「郡区町村編制法」施行 ⇒ 東京府区域に15区6郡 (ほぼ現在の特別区の区域)
明治22年 (1889年)	「市制町村制」施行 ⇒ 15区の区域をもって「東京市」を設置 ⇒ 6郡の389町村を85町村に合併(明治の大合併)
明治26年 (1893年)	神奈川県から西・南・北多摩の3郡を東京府に編入
大正11年 (1922年)	東京都市計画区域(内閣総理大臣認可)公告 (= 現在の特別区の区域)
昭和7年 (1932年)	隣接の5郡82町村を東京市に編入し、 20区を新設 ⇒ ほぼ旧東京府の区域に35区の「大東京市」が発足
昭和18年 (1943年)	「 東京都制 」施行(←東京府と東京市を廃止) ⇒ 35区 & 都内市町村は東京都の内部的下級組織
昭和22年 (1947年)	人口10万~30万人を基準に 35区を22区に再編 (8月から 23区) 「地方自治法」施行 ⇒ 都の区は「 特別区 」となる



昭和7年 東京市(大東京市)の市域



2 3 区 の 変 遷



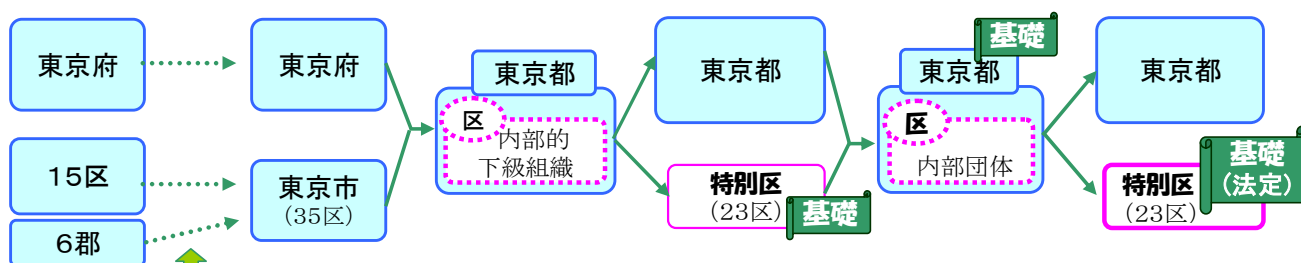
都区制度改革の変遷

大都市の一体性を確保しつつ
身近な自治を強化

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22 (1947) 施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正 (同年(1952) 施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40 (1965) 施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50 (1975) 施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引続き都が「基礎」
平10改正 (平12 (2000) 施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

<参考> ●特別区の変遷イメージ

明治11年 昭和7年 昭和18年 昭和22年 昭和27年 平成12年
 1878年 1932年 1943年 1947年 1952年 2000年
 (区の誕生) (隣接郡町村編入) (戦時体制) (戦後の民主化) (戦後復興優先) (地方分権)
 【郡区町村編制法】 【大東京市発足】 【東京都制施行】 【地方自治法制定】 【改正自治法施行】 【改正自治法施行】



明治11年以降昭和7年までの間の変遷については、2ページ上段の表をご参照ください。

制度改革の歩み

昭和22年	特別区の誕生 原則として市と同一の機能 地方自治法制定（昭和22年5月3日 日本国憲法と同時に施行） ・基礎的自治体である特別地方公共団体に位置づけ ・区長は公選 ・事務の多くは都に留保
昭和27年	区長公選制廃止など自治権が大幅に制限 自治法改正により、昭和27年9月1日から ・都の内部団体に位置づけ ・区長公選制廃止（都知事の同意を得て区議会が選任） ・事務が制限列举（それ以外の事務は都）
昭和39年	事務権能が強化 自治法改正により、昭和40年4月1日から ・福祉事務所等列举項目が10から21に増（一部は概括例示へ） ・地方税法上の課税権を獲得する ・ごみの収集・運搬は特別区の手務（別に定める日まで都が処理）
昭和49年	区長公選復活、事務の処理は原則として市並み 自治法改正により、昭和50年4月1日から ・都が処理すべき事務（消防・水道等）を除く「市」の手務・保健所設置市の事務等を移管 ・都配属職員制度の廃止
昭和56年 8月	「『特例』市の構想」を提示（特別区政調査会答申） 普通地方公共団体に改めることを提言
昭和61年 2月	「都区制度改革の基本的方向」を都区合意 普通地方公共団体に位置づけ、清掃事業をはじめとした事務の移管を合意し、改革を方向づけた
平成2年 9月	第22次地方制度調査会答申 基礎的自治体に位置づけながらも特別地方公共団体とし、事務事業の移譲等一括実施を答申
平成4年 10月	都区制度改革に関する中間のまとめ 地制調査会を踏まえ、検討した途中経過を都区で発表
平成6年 1月	「新しい23区」実現大会開催 地方分権が叫ばれる中で開催、自治大臣が大会に初出席
平成6年 5月	清掃移管を都が提示 特別区に清掃事業の全責任、特別区は大筋において了承
平成6年9月	「都区制度改革に関するまとめ」を都区合意 「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を都区間で正式に合意
平成6年 12月	自治大臣へ法改正要請 関係者間の合意も得、自治大臣に正式に法改正を要請し受理された
平成7年 2月	特別区制度改革実現決起大会開催 住民代表が、国会議員に対し法改正を要請
平成10年	特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけ 自治法改正により、平成12年4月1日から ・特別区の内部団体性の払拭 ・一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管 ・都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化
平成12年 3月	都区制度改革実施大綱の決定 都区協議会において実施大綱を都区双方で確認のうえ決定
平成12年 4月	制度改革の実現 基礎的な地方公共団体

昭和22年3月17日 第92回帝国議会貴族院特別委員会補足説明
 ●鈴木俊一政府委員（内務省行政課長）
 都内の区なり市町村と云うものは、矢張り是が基礎的な団体であつて、他の府県の市町村と同じ性格のものである。都は其の上に立つ所の複合的な団体である。即ち性格として道府県と同じものであると云う風に規定して居るのであります。

昭和27年6月18日 第13回国会参議院地方行政委員会
 ●岡野清泰国務大臣
 地方自治法制定の際は、特別区は憲法上の地方公共団体として発足したものでありますが、その後の特別区の制定に鑑みまして、都道府県市町村とはその性格が異なっておりますので、今回改正を加へまして、憲法上の本来の地方公共団体ならざるものとして立案いたしましたのであります。従いまして区長公選制を廃止いたしましても憲法違反の問題は起こらないと存じます。以上の見解は……政府の統一解釈として申し上げる次第であります。

昭和39年1月31日 第46回国会衆議院地方行政委員会
 ●早川自治大臣
 ……都は、……一つの経営体としての円滑かつ能率的な経営が期せられなくなり、首都として、また大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている……このような都行政の現状を改善するため、……都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該事務の処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行おうとするものであります。
大臣答弁資料（「改正地方制度資料第16部」自治省編）
 今後においても、特別区の存する区域においては、都が基礎的の地方公共団体として、大都市行政の一体性を保つとともに、特別区は制限自治体として住民に身近な事務を実情に即して処理するものであつて、今回の改正により都及び特別区の性格に変更を生ずるものではない。

昭和49年5月16日 第72回国会衆議院地方行政委員会
 ●林忠雄政府委員（自治省行政局長）
 今回の改正によりまして、特別区は区長の公選制も採用する、事務も原則として一般の市並みに近づけるというような意味からいへば、特別区の自治体として独立性を強める方向であることはまさに間違ひございませんが、しかし政府といたしましては、今回の改正によって特別区の性格が変わるといふ、従前憲法上の自治体でなかったものが憲法上の自治体になるとは考えておりません。
 ●同政府委員
 （特別区は）今回相当独立性を強めたが、……大都市行政の一体性の上で非常に支障がでるということになれば逆の方向も考えなければいけない。そういう意味で、……これは一つの試みと考えざるを得ないので……

平成2年9月20日都区制度改革に関する答申について
 ●鈴木俊一都知事コメント
 ……答申は、特別区の自主性・自律性を強化する方向での改革を提言しており、なかでも都と特別区が強く要望していた特別区の性格変更について「都の特別区の存する区域における基礎的な地方公共団体」として明らかにしている。また、住民に身近な事務の特別区への移譲や特別区に関する特例措置の見直しも大筋で都区合意に沿ったものであり、全体的にみて評価できるものである。……

平成10年4月7日 第142回国会衆議院地方行政委員会
 ●上杉自治大臣
 ……今回の改正で、特別区は、基礎的な地方公共団体として位置づけられ、市町村と同じような扱いを受ける。……都の内部団体としての性格が払拭をされたわけでございます。また、大都市の一体性、統一性の確保の要請に配慮しつつ、原則として市町村の処理する事務を受け持つ、…昭和22年の制度改革の意図は基本的に達成をされたものと認識をいたしておりますのでございます。

都区制度に関する規定等

○地方自治法

(都と特別区との役割分担の原則)

第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

(特別区財政調整交付金)

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金という。

(都区協議会)

第 282 条の 2 都及び特別区の事務の処理について都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第 1 項又は第 2 項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

(参考)

- 現行制度は、都の広域的な地方公共団体としての役割の純化が図られたものであり、特別区の基礎的な地方公共団体としての地位をできる限り充実・強化したものである。しかし、かかるシステムが真に効果的かつ民主的な大都市行政をもたらすかどうかは、その実際の運用にかかっている。

とりわけ重要なことは、一方では特別区の自主性・自立性を強めながら、他方では大都市行政の一体性・統一性を実現することである。

この課題は、二律背反の要素を含むものであって、その成就のためには、賢明な行政運営が要請されるところである。

- 都が特別区に係る市町村事務を処理するのは、特別区における全体としての一体性及び統一性の確保が要請されるためである。・・・しかしながら、当該事務について、一体性及び統一性の確保の要請があれば、即、都による直接の処理が認められるものではない。まずは、特別区相互間で連携し、また、都が特別区に対して許容される限りで調整機能を行使することにより対応すべきである。こうした対応では足りず、一の統一的な意思決定の下、事務を処理しなくてはならない必要がある場合に、はじめて都がとりこむ形で一体的に事務を処理することとなるものである。

——「逐条地方自治法」（松本英昭著）の第 281 条の 2 に関する記述から抜粋

○都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比

都と特別区に関する規定	都道府県と市町村に関する規定
○地方自治法 (特別区) 第 281 条 都の区は、これを特別区という。 2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。 (都と特別区との役割分担の原則) 第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、<u>特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。</u> 2 特別区は、<u>基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。</u> 3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。	○地方自治法 (地方公共団体の法人格とその事務) 第 2 条 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。 5 都道府県は、<u>市町村を包括する広域の地方公共団体として、第 2 項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。</u> 3 市町村は、<u>基礎的な地方公共団体として、第 5 項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。</u> 4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模又は能力に応じて、これを処理することができる。 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。
○地方自治法 (特別区財政調整交付金) 第 282 条 都は、<u>都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。</u> 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（※1）の収入額（中略※2）と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（※3）との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。 （※1）固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税 （※2）法人事業税交付対象額 （※3）固定資産税減収補填特別交付金は、令和 8 年度までに限る。	○地方交付税法 (この法律の目的) 第 1 条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。 (用語の意義) 第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 地方交付税 第 6 条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。 (都の特例) 第 21 条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関しては<u>その全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもってその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。</u>

特別区制度の概要

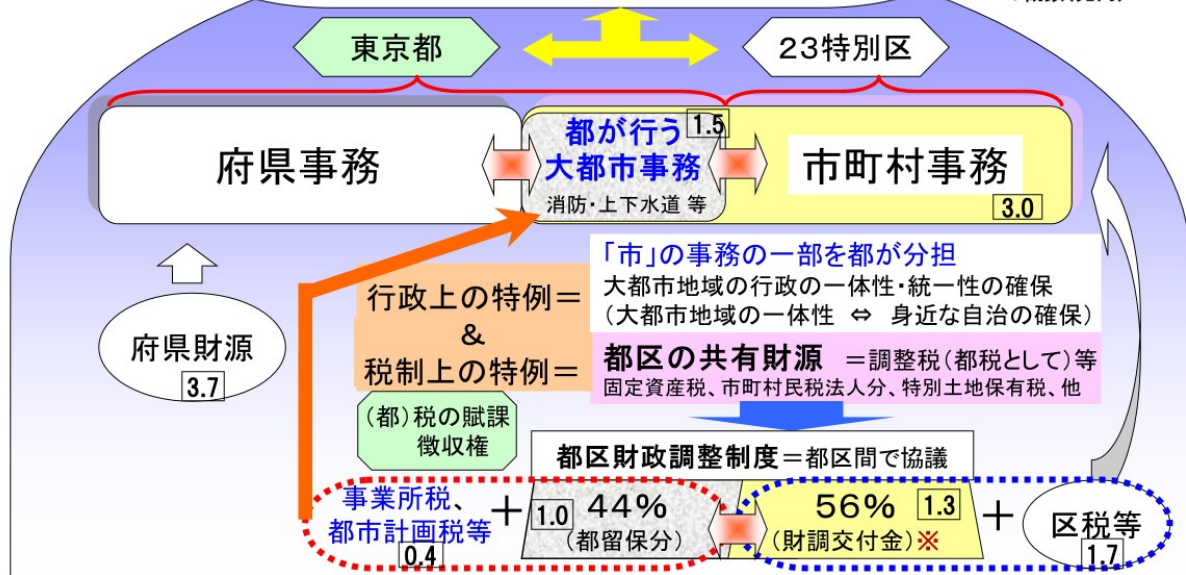
大都市地域に複数の
基礎自治体が併存

平成12年都区制度改革で法定

- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
 - ・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
 - ・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整

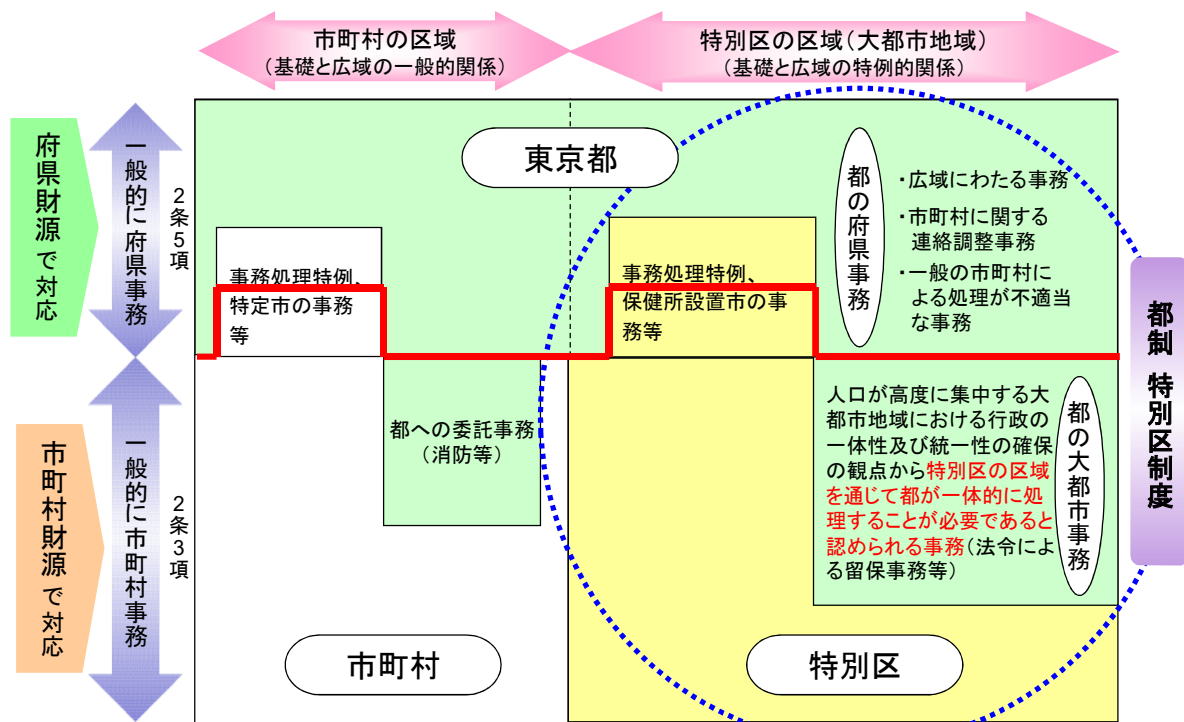
特別区(都区)制度 = 大都市制度

※ 数字はR6決算ベースの概数(兆円)



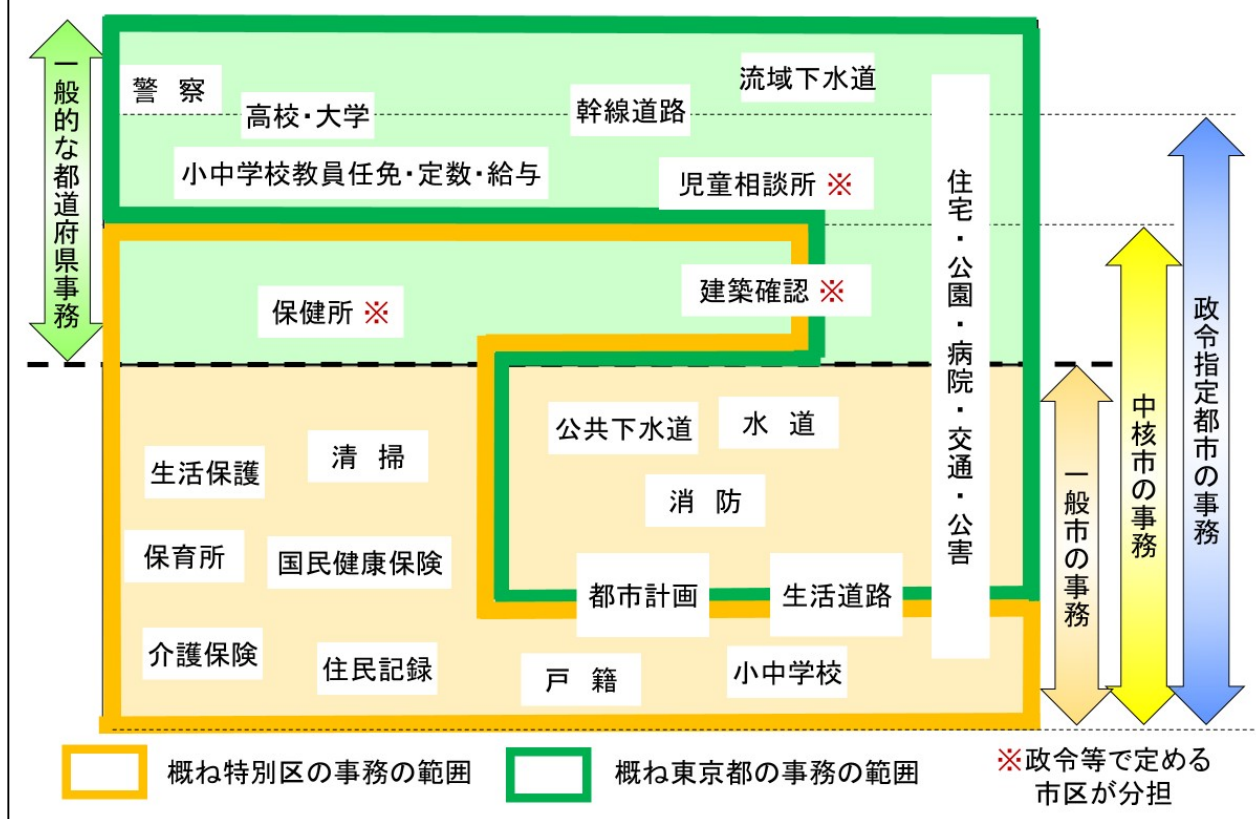
※地方交付税は都区合算で算定 ※財調交付金(特別区間財源調整) = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
 ※事務処理特例(府県事務の移譲)、都市計画交付金(都市計画事業に対する都から区への交付金)の表記は省略

都と区市町村との分担関係(イメージ)



※図中、太線が府県財源と市町村財源の境界線
 ※図中、条文は地方自治法

都道府県と区・市の分担関係(イメージ)



(参考) 通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例

都が処理しているものの例

上水道・公共下水道の設置管理、消防事務、一定規模以上の都市計画決定

特別区が共同で又は連携して処理しているものの例

- ・ 清掃事業の中間処理 (一部事務組合：平成 12 年度清掃事業移管時から)
⇒ 21 清掃工場他 各区の収集運搬事業と連携、最終処分場共有 (都が管理)
- ・ 生活保護施設の設置・管理 (一部事務組合：昭和 42 年度から)
※福祉関係事務移管時 (昭和 40 年度) は、各施設の所在区による運営
⇒ 更生施設 8 所、宿所提供施設 7 所、宿泊所 3 所、路上生活者関係施設 5 所
- ・ 国民健康保険料の自主調整 (平成 11 年度以前は都が調整)
⇒ 基礎的な行政サービスである国民健康保険制度の性格を踏まえて、23 区間の協議により自主的に保険料を調整 (同じ所得、世帯構成であれば同額)

指定都市等の事務と特別区の事務の比較

指定都市・中核市・特例市が処理する主な事務と、そのうち特別区が実施しているもの（網掛けした部分）を以下に示した。

- ＜注＞ ・「※1」は、法令に基づき特別区が実施している事務。
 ・「※2」は、条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施している事務（「県費負担教職員の研修」は一部実施）。
 ・「※3」は、政令で定める市・特別区が処理する事務。

令和5年4月13日現在

指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

（教育）

- ・私立幼稚園・専修学校・各種学校に関する認可、指導等 ※2

（治安・安全・防災）

- ・警察（犯罪捜査、運転免許等）

指定都市が処理する主な事務

（保健衛生）

- ・精神障害者の入院措置
- ・動物取扱業の登録

（福祉）

- ・児童相談所の設置 ※3
- ・児童福祉施設の設置認可・監督 ※3

（環境）

- ・建築物用地下水の採取の許可

（教育）

- ・県費負担教職員の任免、給与の決定、定数の決定、給与等の負担、小中学校学級編成基準の決定

（まちづくり）

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（一つの指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの）
- ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
- ・市街地再開発事業に関する都市計画決定
- ・市内の指定区間外の国道の管理
- ・区域区分に関する都市計画決定
- ・市内の県道の管理

中核市が処理する主な事務

（保健衛生）

- ・保健所の設置 ※1
- ・飲食店営業等の許可 ※1
- ・浄化槽設置等の届出 ※1
- ・温泉の供用許可 ※1
- ・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売業等の許可 ※1

- ・民生委員の定数決定、指導訓練等

（教育）

- ・県費負担教職員の研修 ※2

（環境）

- ・ばい煙発生施設の設置の届出
- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可

（まちづくり）

- ・屋外広告物の条例による設置制限
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

（福祉）

- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ※2
- ・保育所、特別養護老人ホーム、生活保護施設の設置認可・監督
- ・介護サービス事業者の指定

施行時特例市が処理する主な事務

（まちづくり）

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ※2
- ・土地区画整理組合の設立の認可 ※2
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ※2

（その他）

- ・計量法に基づく勧告、定期検査

（参考）市町村が処理する事務のうち都が一体的に処理する事務

（まちづくり）

- ・上下水道の整備・管理運営
- ・都市計画決定（上下水道、用途地域等関係）

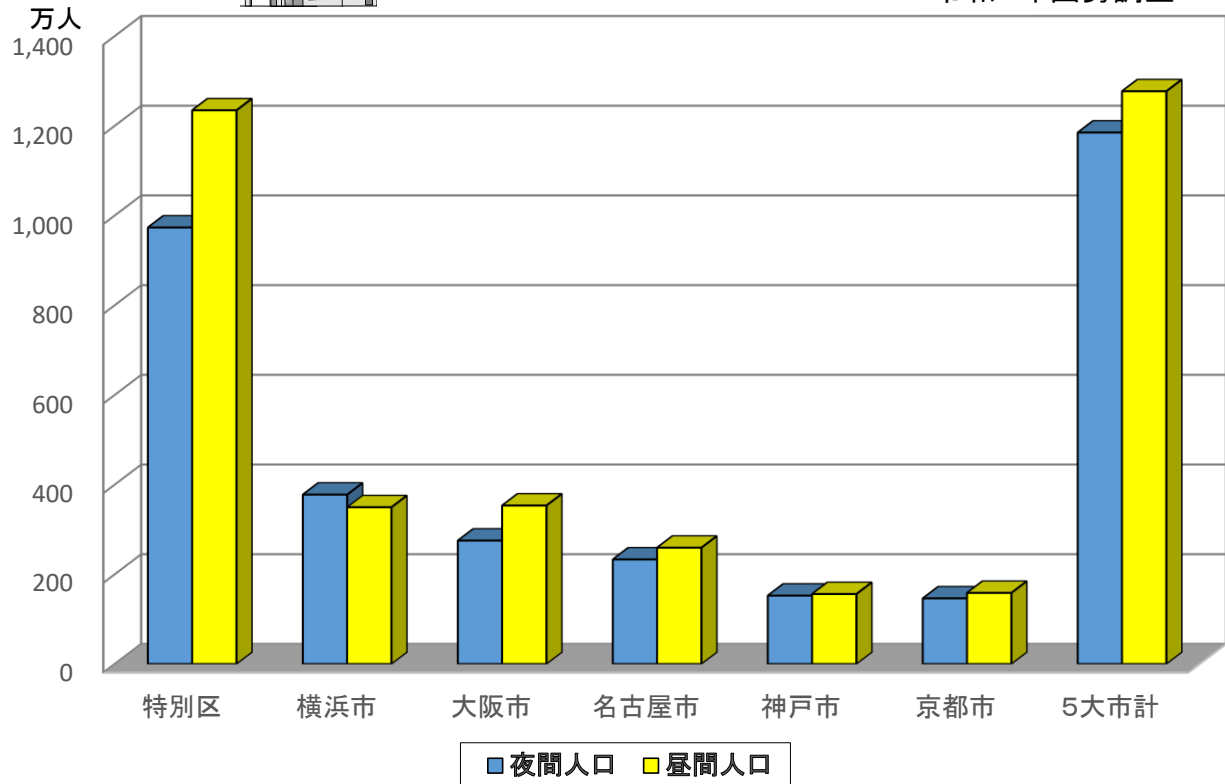
（治安・安全・防災）

- ・消防・救急活動

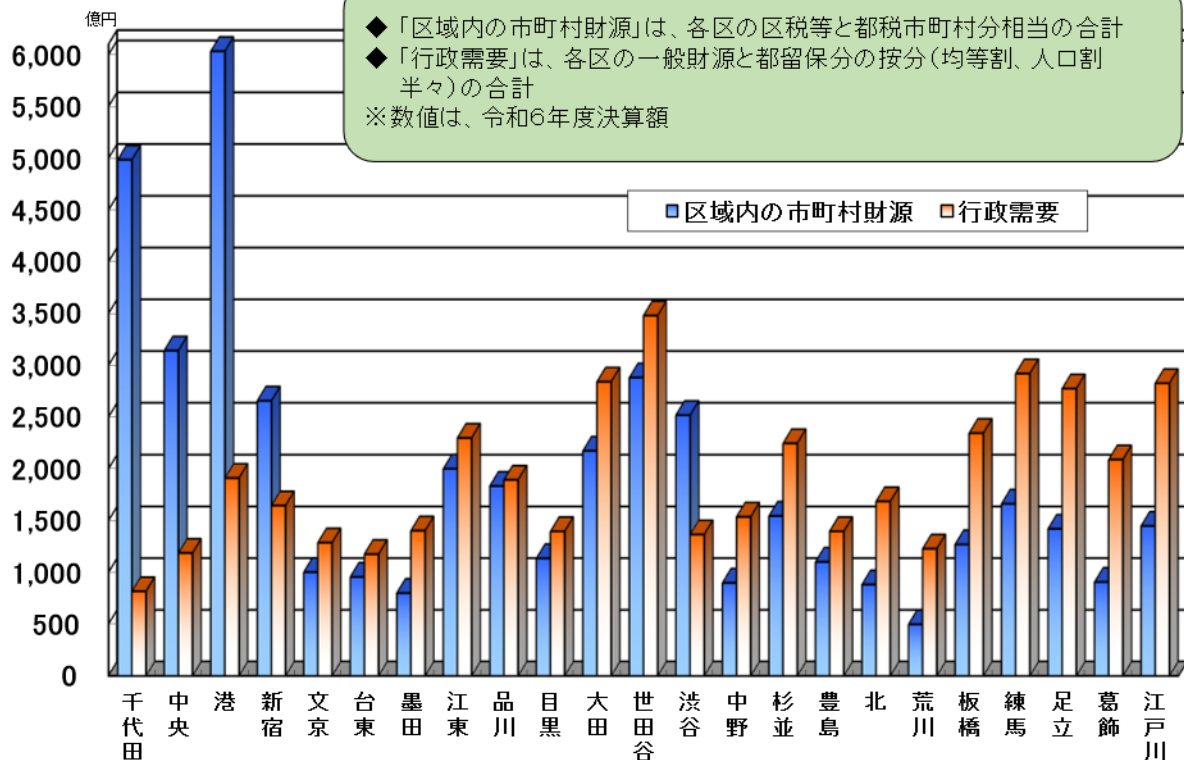


大都市人口の比較

令和2年国勢調査



区域内の市町村財源と行政需要の比較(粗い試算)



12年の都区制度改革



都区の法的位置づけの確立

特別区＝都の内部的団体
からの脱却！



都：広域の地方公共団体
区：基礎的な地方公共団体

財政自主権の強化

都から区への税源移譲

(ゴルフ場利用税交付金、入湯税等)

& 財調

法律による
財源保障

- ・財源配分割合の見直し
(区：44%→52%)
- ・総額補てん、納付金制度
の廃止 等

都区の役割分担見直し

都区の役割分担、
行政責任の明確化！！



都が行う市町村事務は限定！
住民に身近な事務は23区へ
⇒清掃事業 など

平成12年改革で確認された原則

《都と特別区の役割分担の原則》

- 特別区は身近な行政を都に優先して行う
- 都の「市町村事務」は限定される
- 法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議
によって決まる



《都と特別区の財源配分の原則》

- 特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができる
ように調整税の一定割合を配分する
- 都に留保される事務の財源を都に留保する
- 配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担
割合に応じて、都区の協議に基づいて定める

積み残し
の課題

都区の役割分担に
応じた財源配分が
未決着



財源問題の協議を経て
都区のあり方検討へ

国会答弁にみる都区制度改革の趣旨

－ 都と特別区との役割分担と財源分配について －

※平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案に関する国会答弁

都区の役割分担の原則

①特別区は身近な行政を都に優先して行う

- <法改正の中で、都と特別区の位置付けをどのように明確にしたのかという趣旨の質問に対し>特別区が基礎的な地方公共団体として位置づけられますと、まず、特別区は、一般の市町村と同様に、住民に身近な地方公共団体ということで、住民に身近な行政を、いわば広域団体である都に優先して行うという役割分担の原則が明確にされるものと考えております。

[鈴木行政局長（衆4／2、下村博文）]

②都の「市町村事務」は限定される

- 都と特別区の役割分担、特に、都道府県としての都でなくて、市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こういうことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存する区域における行政の一体性、統一性の観点から、要するに、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う、こういう考え方でございます。

[鈴木行政局長（衆4／7、太田昭宏）]

- <特別区を基礎的自治体として位置づけ、都から特別区への事務・権限と財源の移譲をして特別区の自治権を拡充するという今回の法改正の趣旨は尊重されるべきで、大都市の一体性・統一性の観点からの都が行う事務というのは、今後出てきたとしても非常に限定されたものになると思うがいかがかという趣旨の質問に対して> 今のお話の趣旨に沿いまして、大都市の一体性、統一性の観点から都に留保される事務は限定的であるべきだ、このように考えております。

[鈴木行政局長（衆4／7、中島武敏）]

③法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決まる

- まず、二百八十一条の二の、一体的に処理する必要がある事務かどうかということにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として、一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものでありますが、法令に根拠を要する事業につきましては、当該法令の趣旨、目的等を踏まえた上で、この原則の上に立って法令において明らかに規定する、こういうことになります。

なお、法令に根拠のない一般公共事務でございますが、それにつきましては、新たにこの二百八十一条の二の役割分担の原則に沿って客観的に判断されるべきものでありますが、具体的には、都と特別区の間協議によって決まってくる、このように考えております。

[鈴木行政局長（衆4／7、中島武敏）]

都区の財源分配の原則

①特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する

- 今回の法改正におきましては、具体的には二百八十二条の第二項でございますが、この都区財政調整制度は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する

のだということを法律上明記いたしておりまして、こういうことから申しますと、今委員がおっしゃいましたような事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応いたしましても、こういう規定を置くことによりまして、都区財政調整制度において財源保障がされることになると思います。

具体的には、この特別区に配分される割合が、もちろん事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応して変更されるということになると考えますので、そういう意味でも財源保障はされるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

[二橋財政局長（衆4／2、畠山健治郎）]

②都に留保される事務の財源を都に留保する

- <都区財政調整制度は、特別区の財源保障とともに都が行う市町村事務の財源を保障するためのものと考えて良いのかという趣旨の質問に対して>今回の改正で特別区は基礎的な地方公共団体として位置づけられることとなりますが、なお、消防あるいは上下水道等の事務は法令で都に留保されることとなります。この都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。

そういうことから、調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされるわけでありまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、要するに都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つということでございます。

[二橋財政局長（衆4／7、中島武敏）]

③配分割合については都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める

- 今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけですが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしておりまして、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどのように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけでありまして、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。

[二橋財政局長（衆4／7、石井紘基）]

- いわゆる調整三税の調整割合を定めるといことが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけですが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになろうかと思います。

自治省といたしましては、この都区財政調整制度の運用に当たりまして、今回の法改正の趣旨も踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の二百八十二条で、助言・勧告等を行うという規定が自治大臣にございます。そういうことによりまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

[二橋財政局長（衆4／7、太田昭宏）]

都区の基本的性格等に関する平成 10 年地方自治法等改正の趣旨(国会質疑抜粋)

平成 10 年 4 月 2 日 第 142 回国会 衆議院地方行政委員会議録第 10 号から抜粋

○西川太一郎委員 …今回新たに 281 条の 2 が設けられたわけでありますけれども、これによって都区の役割の分担に指針が与えられたというふうに理解をいたすわけであります。

これまで、都と特別区の役割分担というのは、行政責任がある意味では不明確であった、こういうふうに言えると思います。これの新設によって大きな効果を持つというふうに感ずるわけでありますが、この新しい条文の中で、特別区は基礎的な地方公共団体と明確に位置づけられている。このことは非常に大事でありまして、これによって特別区は東京都の内部団体的な性格を払拭されて、名実ともに基礎的な地方公共団体になる。言わずもがなのことでありますけれども、これに対して御所見を伺いたい、こういうことであります。

○鈴木政府委員（自治省行政局長） お答えいたします。

特別区が基礎的な地方公共団体としてそういう実質を備えるということと考えてみますと、二つの要件があると思います。一つは、都の内部団体としての性格が払拭されること、もう一つは、原則として、法制度上、住民に身近な事務を処理する地方公共団体として位置づけられること、この二つが必要であると考えております。

今回の制度改革後の特別区につきましては、今ほど大臣から御説明ございましたが、廃置分合、境界変更の発議の権能が特別区に付与される。また、都の調整条例というものの規定が廃止される。またさらに、いわゆる区長委任条項というものが廃止される。さらに都区財政調整制度の見直しが行われ、自主性、自立性の観点からの改正を行うということでございまして、立法面から、また行政面から、また財政面から、いずれにいたしましても、一般の市町村と遜色のない状態に至るということございまして、都の内部団体としての性格は払拭されるものと考えております。

また、事務の面でも、改革後の特別区に対しましては一般廃棄物の処理に関する事務などが移譲されまして、大都市の一体性、統一性の確保の観点から都に留保される事務はございまして、一般の市町村が処理する事務は、大半特別区が処理するということになります。

ということで、特別区は、基礎的な地方公共団体としての実質を備えるということございまして、いわば自己決定、自己責任ということで、それだけ責任も重いものであると考えております。

○西川（太）委員 …同じ条文の中で、今度は東京都について、特別区を包括する広域の地方公共団体という位置づけをされたわけでありますけれども、これは、従前の都の性格と変わるものなののでしょうか。どういう理解をしておりますでしょうか。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきましては、特別区の性格の変更を行いまして、今ほど申し上げましたように、地方自治法上、特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけようとするものでございます。これに伴いまして、都は、特別区の存する区域において、基礎的な地方公共団体ではなく、特別区を包括する広域的な地方公共団体としての性格に徹することになるものである、このように考えております。

○西川（太）委員 ただいま二つの質問に対する局長の御答弁を伺いますと、今回の改正によって特別区の自主性、自立性が強化される、これは大変意義深い重要なことである。

しかし一方で、一つの大都市としての一体的に発展してきた経緯というものが二十三区にあるわけですが、これが都区制度を論ずる上には非常に大事だと私は思っております。大都市としての一体性や統一性の確保ということを欠いてしまった都区制度の改革というのは、これは困るわけでございます。

この大都市の一体性、統一性の確保というものに対して今回の法改正ではどういう御配慮をなさったのか、改めて伺いたいと思います。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきまして、大都市行政の一体性、統一性の確保という観点から申し上げますと、例えば消防、上下水道などの事務は引き続き都において処理することといたしております。また、都知事の特別区に対します必要な助言・勧告の制度、また都区協議会というものの制度を残しまして、都と特別区の間、また特別区相互間の十分な連絡、連携、調整のもとに事務が円滑に処理されるようにしているところでございます。

あわせまして、特別区の財政運営の自主性を高めるための見直しを行った上で、都区財政調整制度につきましてもこれを残しまして、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、大都市行政の一体性、統一性を確保するため、行政水準の均衡を図ること、このようにいたしております。

政令指定都市制度と都区制度の比較

	政令指定都市制度	都 区 制 度
広域自治体の役割	府県事務 - 指定都市への移譲事務	府県事務 + 一体的処理が必要な市町村事務の一部 - 府県事務の一部 (一般的に市町村が行う事務の範囲： 消防、水道等) (保健衛生等)
基礎自治体の役割	市町村事務 + 府県事務の一部 (福祉、保健衛生、道路等)	市町村事務 - 一体的処理が必要な市町村事務の一部 + 府県事務の一部 (保健衛生等)
基本的な特徴	大都市としての一体性・統一性確保のため、単一の基礎自治体が大半の事務を処理	複数の基礎自治体が基本的に事務を処理するが、広域自治体が、府県事務のほか、大都市としての一体性・統一性確保のため単一の意思により一体的に処理すべき市町村事務を処理
財 源	道路財源及び教職員の給与費負担財源(※)を基礎自治体に移譲するほか、交付税算定で調整	財源は、広域自治体が府県財源のほかに市町村財源の一部を持ち、都区間及び特別区間の財源を調整
制度適用の要件	人口 100 万人程度の規模で、相応の面積規模を持った大都市地域 (R3. 4. 1 現在 20 都市)	指定都市制度では対応しきれない規模で、1 つの基礎自治体で対応するには問題がある大都市地域 (人口数百万程度で一体となった社会的実態がある区域)

※教職員の給与費負担財源については、通常「道府県民税 4%、市民税 6%」となっている個人住民税所得割に関し、道府県民税の 2%分を政令指定都市に税源移譲されている。

特別区間の協議・共同機関

(1) 特別区間の共同処理機関等

- 特別区長会（区長会、副区長会ほか）
- 特別区議会議長会
- 特別区人事・厚生事務組合
（人事行政の企画、共同研修、特別区人事委員会、生活保護関係施設、ほか）
- 東京二十三区清掃一部事務組合（一般廃棄物の中間処理）
- 東京二十三区清掃協議会（廃棄物収集・運搬に係る請負契約事務の管理・執行、連絡調整）
- 特別区競馬組合（競馬の開催）
- 東京都後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度：都内62区市町村）
- 公益財団法人特別区協議会（自治に関する調査研究・普及啓発、東京区政会館の管理運営、区事業の支援、ほか）
- 公益財団法人東京都区市町村振興協会（宝くじの収益金等を活用した区市町村への貸付事業等、区市町村を支援する事業：都内62区市町村）

(2) 特別区長会の概要

- 1 設立年月日 昭和22年5月1日
- 2 設立目的 特別区間の連携を図り、もって特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資する。
- 3 会の性格 特別区23区長が組織する任意団体
- 4 役員等

役職名	定数	任期	選 出 方 法	根 拠 規 定
会 長	1 名	2 年	総会において選挙	規約 § 6、7、8
副会長	3	2	同上	同上
幹 事	5	1	ブロックで各1名推薦し、総会で決定	同上
会計監事	2	1	役員を除く区長から選出	監事規程 § 2、3
顧 問			会長の経験を有し、現に区長の職に在る者の中から会長が委嘱	規約 § 6

- 第1ブロック 千代田 中央 港 新宿
- 第2ブロック 文京 台東 北 荒川
- 第3ブロック 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷
- 第4ブロック 中野 杉並 豊島 板橋 練馬
- 第5ブロック 墨田 江東 足立 葛飾 江戸川

5 会議・検討体制

組織名称		内 容	構 成
会 議	総 会	本会の目的を達成するために必要な事項を審議する。	全区長
	役員会	総会に付議すべき重要な案件を審議する。	役員区長（会長、副会長、幹事）
	ブロック会	ブロック内の連絡調整及び意見集約を行う。	当該ブロックに属する区長
検 討 体 制	部会等	大都市制度部会、税財政部会、政策課題部会、公務員制度部会、防災・まちづくり部会*、就労支援研究会*、国民健康保険制度に関する検討プロジェクトチーム、清掃政策部会	各ブロック選出の区長をもって構成。 （*については、全区長をもって構成）

6 会議の開催

総会及び役員会は、原則として月 1 回開催する。

（原則として役員会は 10 日、総会は 16 日に開催）

7 事 業

- (1) 特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究
- (2) 特別区の自治の進展を図るため必要な施策の立案及び推進
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

8 予 算

179,324 千円（令和 8 年度当初予算額）

各区分担金 1 区 2,550 千円

9 事務局

事務局を設置する。（規約 § 22）

事務局に事務局長を置き、任期は 2 年間、但し再任を妨げない。

（事務局設置要綱 § 3、5）

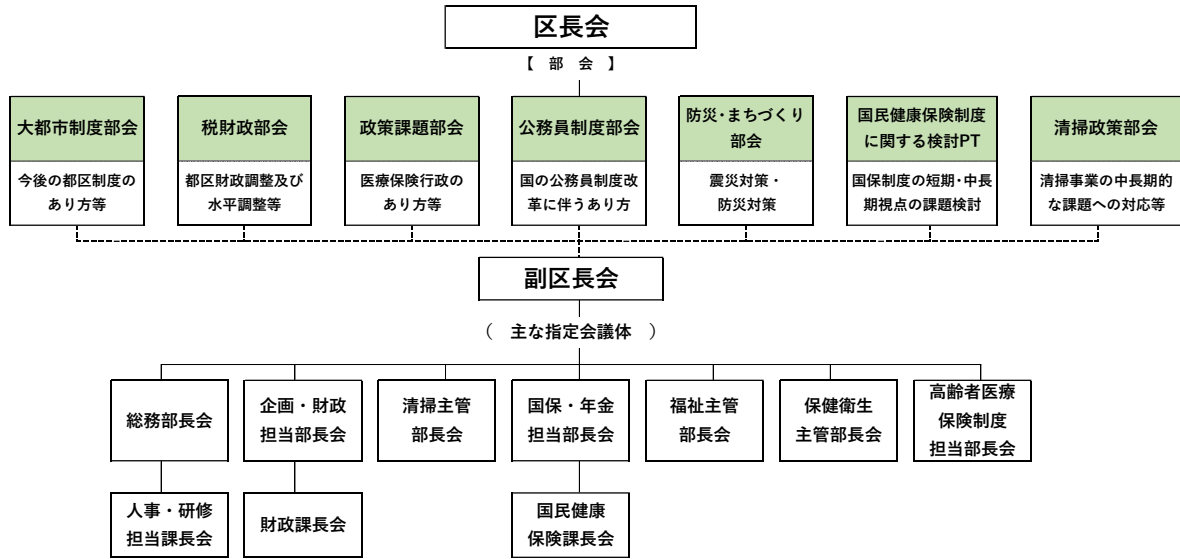
事務局の組織は、調査第 1 課、調査第 2 課とする。（同上 § 2）

事務局に次長を、課に課長、主査及び職員を置く。（事務局処務規程 § 2）

事務局に参事、担当課長、副参事、主査及び参与を置くことができる。（同上）

- 事務局長は、特別区人事・厚生事務組合常勤副管理者が兼務し、その他事務局職員は同事務組合職員が兼務している。

区長会の検討体制



「都区財政調整」及び「都区のあり方検討」に係る検討体制について（R5.5.15現在）

都区協議会	
都側委員	区側委員
知事	特別区長 会長
副知事 4人	同 副会長 2人
政策企画局長	同 幹事 5人
総務局長	
財務局長	

【都区財政調整】

下命

【都区のあり方検討】

下命

地方自治法

第282条の2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもって都区協議会を設ける。

2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 省略

都区財政調整協議会	
都側委員	区側委員
総務局総務部長	特別区副区長 会長
同 行政部長	同 副会長 2人
財務局主計部長	同 幹事 5人
	協議会が指名するもの
	特別区長 会務局長

下命

都区財政調整協議会幹事会	
都側委員	区側委員
総務局行政部政課長	特別区財政課長 幹事長
同 区政課長代理（行政担当）	同 副幹事長 1人
同 区政課長代理（都区財政調整担当）	同 幹事 7人
同 区政課長代理（税務担当）	幹事会が指名するもの
同 区政課長代理（財政担当）	特別区長 会務局長 調査第2課長
財務局主計部財政課長	同 副参事
幹事会が指名するもの	

都区のあり方検討委員会	
都側委員	区側委員
副知事 4人	特別区長 会長
総務局長	同 副会長 3人
	特別区長 会務局長

下命

都区のあり方検討委員会幹事会	
都側委員	区側委員
委員会が指名するもの	委員会が指名するもの
総務局長	区長 3人
総務局行政部長	副区長 2人
財務局主計部長	企画・財政担当部長 1人
政策企画局自治制度改革推進担当部長	特別区長 会務局長 次長
総務局企画担当部長	
同 都区制度担当部長	
同 行政部政課長	

Ⅱ 都区間財源問題と都区のあり方検討

平成 12 年改革以降の都区制度をめぐる検討の経緯

年次	特別区	東京都
H12 年 4 月	地方自治法の一部改正（施行） ・都を広域の地方公共団体、特別区を基礎的な地方公共団体に法定	
H15 年 3 月	「都区財政調整主要 5 課題」の協議 ・法定された都区の役割分担に基づく財源配分等の財源問題が未決着 ・平成 17 年度までの解決を目指して都区協議 <協議内容> ①役割分担を踏まえた財源配分 ②都に留保した清掃関連経費の取扱い ③小中学校改築需要への対応 ④都市計画交付金の配分 ⑤状況に応じた配分割合の変更 <主要 5 課題の協議決着> H18. 2. 16 都区協議会合意事項 ・新たな検討組織を設置し、今後の都区のあり方について、根本的、発展的に検討（事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度） ・その結論に従い、役割分担を踏まえた財源配分を整理	
H18 年 2 月		
H18 年 5 月 ～11 月	都区のあり方に関する検討会（H18. 5～H18. 11） ・都区のあり方検討に係る今後の検討の大枠を整理	
H19 年 1 月 ～	都区のあり方検討委員会・幹事会（H19. 1～） <検討項目> ・都区の事務配分・特別区の区域のあり方・税財政制度 ※H23 までに事務配分 444 項目の検討の方向付け終了（事後の対応未定）	
H19 年 11 月 H19 年 12 月	特別区制度調査会報告（H19. 12. 11） ・「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想	東京自治制度懇談会報告（H19. 11） ・議論の整理 （都が大都市経営の担い手）
H20 年 6 月 ～	特別区制度懇談会（H20. 6～）	
H20 年 8 月 ～	特別区制度研究会（H20. 8～） ・第 1 期（H20. 8～H22. 3） ・第 5 期（H28. 5～H30. 3） ・第 2 期（H22. 5～H24. 3） ・第 6 期（H30. 4～R2. 3） ・第 3 期（H24. 5～H26. 3） ・第 7 期（R2. 4～R4. 3） ・第 4 期（H26. 5～H28. 3） ・第 8 期（R4. 4～R6. 3）	
H21 年 11 月 ～H27 年 3 月	東京の自治のあり方研究会（H21. 11～H27. 3） ・将来の都制度や東京の自治のあり方について調査研究 （都・区・市・町村共同設置）	
H24 年 2 月 ～H28 年 5 月	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会（H24. 2～H28. 5） ・現行の課題と対応策 ・児童相談行政の体制のあり方 ※H28 児童福祉法の一部改正により特別区も児童相談所を設置可能に	

都区のあり方検討の経緯と現状のポイント

◇検討に至る経緯

- 平成 12 年都区制度改革時に、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本課題が積み残し
- 財源問題（主要 5 課題）協議の結果、都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐって、都区の見解は大幅に乖離
 - ※都 1 兆 2 千億円、区 6 千 8 百億円（平成 15 年度決算）
- 財源配分のあり方は、都区のあり方検討の結果で整理することで暫定決着
 - ※都区のあり方検討委員会設置（平成 19 年 1 月から）＜事務、区域、税財政など＞
 - ※三位一体改革等で 55%に（平成 19 年度から）＜分担変更時等以外は当面安定化＞

◇検討に臨む方針（H19.6.15 区長会総会）

- 事務配分は、基礎自治体優先の原則を踏まえ都が実施する事業を例外なく検討
- 区域のあり方は、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断
- 税財政は、事務移譲に応じた財源移譲及び特別区の主体性の強化等を目指す

◇検討の状況等

○事務配分

- ・内部管理事務等を除き、都の全ての事務を対象に検討（444項目）
 - ・検討対象事務について検討の方向付けを完了（H23.1）
 - ※ 区に移管：53 都区の役割見直し：30 引き続き検討：101
 - 都に残す：184 検討対象外：75 税財政制度の課題として整理：1
 - ・区に移管する方向で一致した事務の具体化等、事務配分の今後の取扱いについては、都が特別区の区域再編の議論抜きに進められないとしているため、未定
- ＜参考＞ 都の考え方
- 都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべき。都の評価は、特別区が人口 50 万人以上の規模となった場合を想定した評価。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

○区域のあり方

- ・都区双方から論点等を出し合い検討。都は、再編を含む区域のあり方について議論が必要と主張、区側は、それぞれの区が主体的に判断するものと主張し、議論が噛み合わず
- ・議論の中で、当面、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論することに
- ・「東京の自治のあり方研究会」が設置され、調査研究を開始（H21.11）、地域別の将来人口推計（500mメッシュ）等のデータに基づき、地域ごとの課題を踏まえた最終報告がとりまとめられた（H27.3）が、この報告の取扱いは未定
- ・区長会は、研究会報告に関して、各区で今後議論する際の参考として受け止めるが、特別区の区域のあり方について、都区間で直ちに検討する必要があるとの提言になっていないことから、従来どおり、各区が主体的に判断する課題とし、都から具体的な提案があった場合に対応することを確認

○税財政制度

- ・区側から論点を示したが、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理

○児童相談所のあり方等

- ・都区のあり方検討委員会と切り離して、**都区間の連携や体制等について幅広く検討**することを都区間で確認
- ・**児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会設置**（H24.2.13）
- ・検討会で特別区が求める児童相談所の移管について大きな進捗が見られない中で、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立（H28.5.27）、公布（H28.6.3）
- ・この改正により、**政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり**、併せて、政府が、法施行後 5 年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるように必要な支援を実施すると規定

○都区のあり方検討委員会の協議再開に向けた区長会の取組

- ・平成 27 年 6 月の区長会総会で、都に対して、平成 23 年 12 月の書面開催を最後に中断されている都区のあり方検討委員会の協議再開を求めることを確認
- ・これを受けて、都への予算要望等の機会（※）をとらえて、協議を再開するよう要請

※ 区長会役員就任挨拶（H27.6、H29.6、R1.6、R3.6、R5.7、R7.5）

都の施策及び予算に関する要望（H27.7、H28.8、H29.8、H30.7、R1.7、R2.8、R3.8、
R4.7、R5.8、R6.8、R7.8）

都区協議会（H28.2）

都予算編成に関する知事ヒアリング（H29.11、H30.11、R1.11、R2.12、R3.12、R4.11、
R5.12、R6.12、R7.11）

知事との意見交換会（H30.2、H31.1、R2.11、R4.11、R5.12、R6.12）

平成12年改革後の協議で目指したもの

○都が限定的に行う大都市事務の具体的な整理により、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する

《特別区優先、都の事務の限定、役割に応じた財源配分》



○住民に対する都区の行政責任の明確化

○基礎自治体である区の行財政基盤の強化と都が広域的課題に専念できる体制の強化

○都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展

未完の都区制度改革

➤ 財源問題（主要5課題）協議の結果、都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐって、都区の見解は大幅に乖離

※都1兆2千億円、区6千8百億円（15年度決算）

➤ 財源配分のあり方は、都区のあり方検討の結果で整理することで暫定的に決着

※都区のあり方検討委員会設置（19年1月から）

（事務、区域、税財政など根本的かつ発展的に検討）

※三位一体改革等で55%に（19年度から）

（税制改正、分担変更等が無い限り当面安定化）

主要５課題に関する都区協議の概要

～ 主要５課題の確認から当面の配分割合の決着まで ～

(1) 都区財政調整「主要５課題」の確認

平成 12 年 4 月 1 日施行の都区制度改革により新たなスタートを切った都区制度であったが、法に定められた都区の役割分担に基づく財源配分の問題等については、都区で合意に至らず、課題として積み残された。平成 12 年 2 月 10 日開催の都区協議会において、都区で確認した「都区財政調整主要５課題」である。

これ以降、清掃事業の特例的対応期間が終了する平成 17 年度までの解決をめざして、都区協議が行われることとなった。

「主要５課題」の内容

- ①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成 17 年度までに協議する。
- ②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成 17 年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

(2) 主要５課題の暫定的整理

主要５課題を事務的に検討する場として平成 15 年に都区検討会（大都市事務検討会、清掃関連経費検討会、小中学校改築経費等検討会）が設置される等、都区協議が進められたが、各課題とも双方の見解は大きく乖離し、協議は難航を極めた。しかし、協議の最終年度である 17 年度に入り、都区検討会の検討結果を踏まえた都区財政調整協議会での検討を経て、11 月以降に行われた区長会正副会長と都副知事とのトップ交渉等が行われた結果、平成 18 年 2 月 16 日の都区協議会において、主要５課題の暫定的な整理の合意を見るに至った。

主要５課題の整理についての都区の合意事項

- 1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討

を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。

- 2 平成 18 年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に 200 億円の特別交付金を平成 18 年度に限り設ける。

特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。

- 3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の 2 %アップ（19 年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成 19 年度財調協議において合意できるよう努力する。

この合意に基づき、平成 18 年度から都区のあり方に関する検討が始まり、平成 18 年 11 月 14 日に、都区協議会の下に都区のあり方検討委員会が設置された。

(3) 当面の配分割合の決着

平成 19 年度都区財政調整協議は、都区間の配分割合改定に向け、各区の三位一体改革の影響額を調査したうえで行われた。しかし、三位一体改革の影響の範囲や、都区財政調整交付金不交付区における影響額の取扱い等について都区の見解が相違し、協議は難航した。

最終的には、都の補助事業の一部を区の自主事業に振り替える分も含め、区側の配分割合を 3 %アップすることで合意し、都区のあり方に関する検討の結論が出るまでの間は、大規模な制度改正や役割分担の変更がない限り、都側 45 %、区側 55 %の配分割合をもって財政調整が行われることとなった。

また、平成 19 年度に、特別区財政調整交付金総額に対する特別交付金の割合を 2 %から 5 %に変更し、交付対象を拡大するほか、不交付区における三位一体改革の影響に対する激変緩和措置をとることとなった。

配分割合変更等に関する都区の合意事項

1 都区間の配分割合の変更

平成 19 年度から、都区の配分割合を東京都 45 %、特別区 55 %に変更する。

○三位一体改革の影響への対応

三位一体改革の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を 2 %アップすることで整理する。

○都支出金の一般財源化

東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を 1 %アップすることで整理する。

2 普通交付金と特別交付金の割合の変更

交付金総額に対する特別交付金の割合を 2 %から 5 %に変更する。

（普通交付金 95 %、特別交付金 5 %）

都が行う「大都市事務」の分析結果(17.6.10現在)

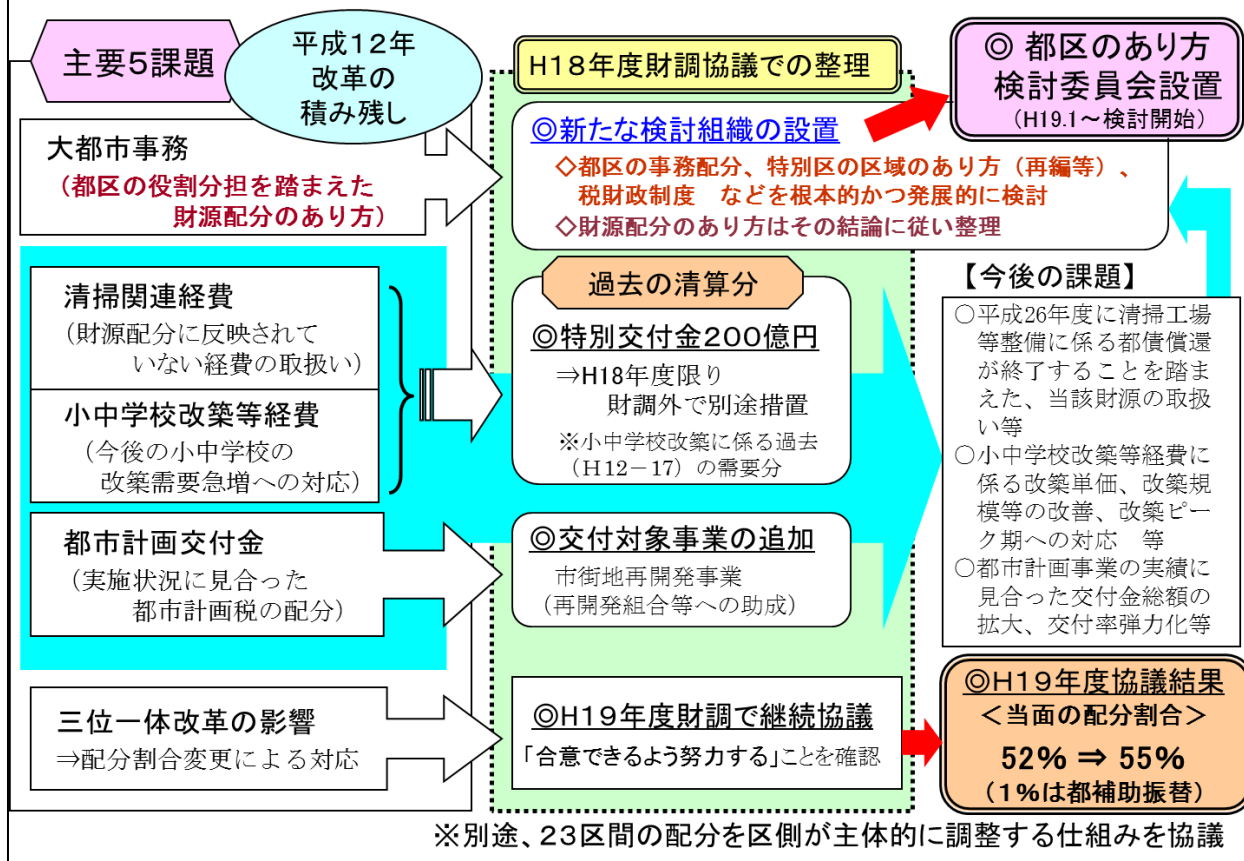
項 目	事務数	一般財源所要額(単位:億円)		
		都 案	区 案	都案—区案
大都市事務(一部を含む)とするもの	28	5,741	5,109	632
法令留保事務	4	4,175	4,171	4
法令留保事務以外	24	1,566	938	628
府県事務とするもの	204	2,783	0	2,783
「政令指定都市」が行う事務等 (法令上の府県事務)	110	995	0	995
その他	94	1,788	0	1,788
総係的管理経費	5	3,440	1,918	1,522
財調基金充当分	—	0	△224	224
合 計	237	11,964	6,803	5,161
大都市一般財源		10,699	10,246	452
所要額—大都市一般財源		1,265	△3,443	4,709



※「項目」と「事務数」は、区案で分類

※「一般財源所要額」は、都が行う「大都市事務」の経費

都区財政調整「主要5課題」協議決着の構図



都区のあり方検討委員会

- 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討する。
- 都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論に従い整理を図る。

18.2.16 都区協議会合意事項

- 平成19年1月から検討開始

＜検討委員会＞

・都側：副知事（4名）、総務局長、区側：区長会正副会長（4名）、事務局長

＜幹事会＞

・都側：総務局長、行政部長等7名、区側：区長（3名）、副区長（2名）等7名

- 事務配分の検討結果（**都の実施事業全体の仕分け 対象444項目**）

区移管：53 役割見直し：30 是非を引続き検討：101 都：184

税財政の課題に移行：1 対象外：75

都区のあり方に関する検討の方向

19. 6. 15 区長会総会

検討の 基本的 枠組み

- 当面、現行法制度の下でないうる根本的な都区関係の改革を検討
- 現行法制度自体の改革は、都区双方の今後の検討を踏まえ、別途検討



① 都区の事務配分について

基礎自治体優先の原則を踏まえ、**都が実施しなければならないもの以外**は特別区が担うことを基本に、**都が実施する事業を例外なく検討し**、都区の役割分担のあり方を整理

③ 税財政制度

都区の事務配分の見直しによる
事務移譲に応じた財源移譲
・財調交付金の配分率変更
・事務処理特例交付金の交付
特別区の主体性の強化等

② 区域のあり方

都区の事務配分のあり方を踏まえ、都が示す考え方を参考に、
特別区が主体的に判断

検討対象事務の選定基準と項目数

検討対象とする事務（444項目）

23区を含む区域内で行っている事務

法令に基づく事務（336項目）

- ①法令で都が処理する市町村事務
 - ・一般市の事務（上下水道、消防等）
 - ・建築主事設置市、保健所設置市の事務
- ②政令指定都市等が処理する事務
- ③他府県で事務処理特例制度で処理する事務
- ④その他の府県事務（都区が指定するもの）

任意共管事務（108項目）

（公営住宅、都市公園、公立高校等）

視点

検討対象は、
府県事務を
含め、幅広く
選定！

検討対象外（54項目）

- ・都議会関係事務
- ・都全体の組織運営等事務
- ・国・他団体との連絡調整事務
- ・23区域外の法令事務
- 任意共管事務

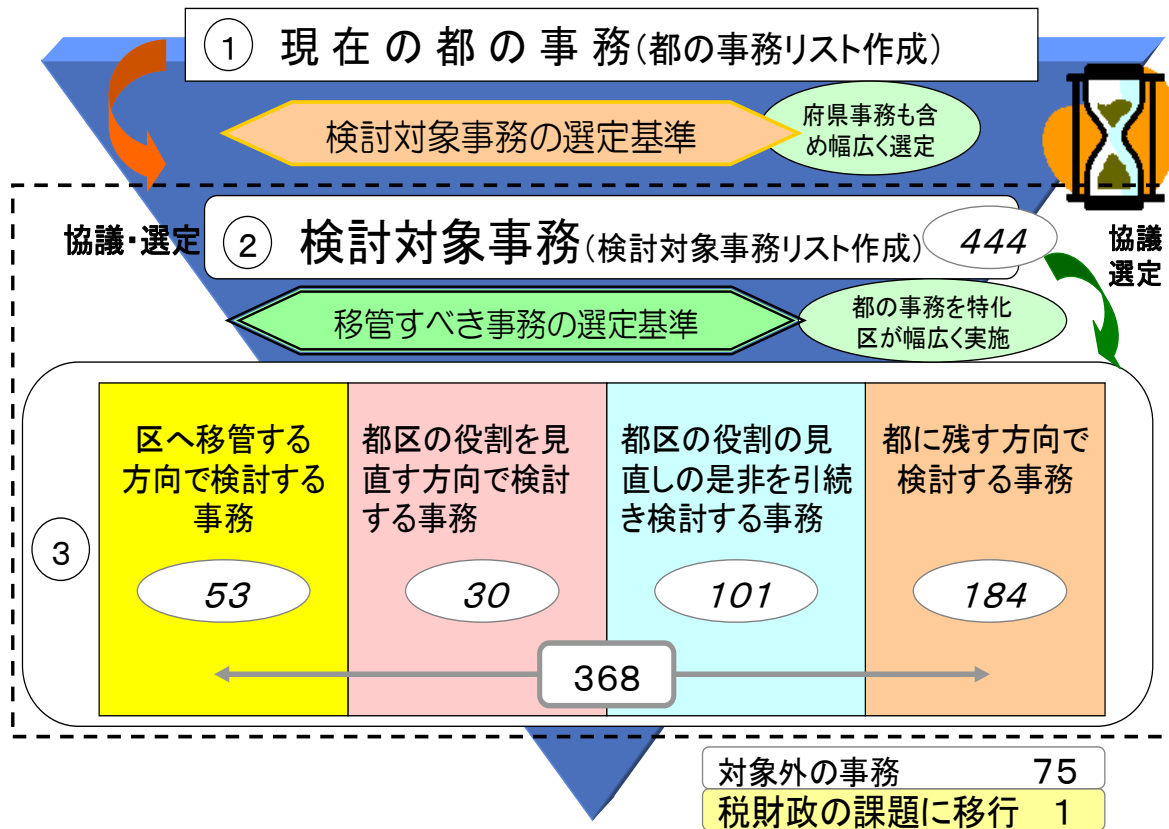
移管すべき事務の選定基準

基本的方向

- 都は、広域自治体として、大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化
- 特別区は、基礎自治体として、より幅広く地域の事務を担う

- (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか
- (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか
- (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか
- (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか
- (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか
- (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか
- (7) その他特段の事情があるかどうか

都区の事務配分の検討結果（23年1月）



事務配分の検討状況(例)

事 務 名		評 価		
		都評価	区評価	結果
一般的に市が実施	都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど)	都	区	継
	上水道の設置・管理に関する事務	都	都区	継
	公共下水道の設置・管理に関する事務	都	区	継
	消防に関する事務	都	区	継
特定の市が実施	延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務	都	区	継
政令指定都市等が実施	児童相談所設置など児童福祉に関する事務	区	区	区
	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道含む)	都区	都区	継
	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	区	区	区
	一級河川の管理などに関する事務	都区	都区	継
任意共管事務	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	都	都	都
	都営住宅の供給に関する事務	都	都区	継
	医療費助成に関する事務	都	区	継

(注)「評価」欄の「都」「区」は役割分担の方向。「都区」は、当該事務を分担して担う方向。「結果」欄の「継」は、都区の見解の相違又は役割分担の考え方を調整する必要から、引続き検討するものとして整理したもの。

事務配分に関する都区の考え方（例）

公共下水道の設置・管理事務

区の考え方（区に移管）

下水道（枝線管きょ等）の設置・管理に関する事務

- 法令上、**特別区の事務**（協議が整うまでは都が実施）
- 区道との一体的な管理や窓口の総合化など、住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。

幹線管きょなど・終末処理場の設置・管理に関する事務（流域下水道）

- 一般的には**府県事務**であるが、現行の処理区単位で複数区による共同処理が可能

都の考え方（都が一体的に処理）

- 区部の下水道は、全体を一体の施設として整備されており、処理区ごとに分割すれば効率性が低下し、サービスも低下
- 共同処理方式では、住民自治が後退し、効率性、事業効果、専門性も低下
- 基礎自治体優先の原則のみで判断すべきではなく、都が一体的に行うことが都民区民の利益に合う

相 違

- ・ 下水道の流れ：家庭など⇒枝線⇒幹線⇒（ポンプ所）⇒水再生センター⇒川など
- ・ 区部10処理区、水再生センター13か所等（監理団体への移転、民間への委託化を推進）
- ・ 都は、多摩26市3町1村の区域で流域下水道事業を実施

事務配分に関する都区の考え方

法令上区への移譲が可能とされている事務（第11回幹事会）

区の考え方（区に移管）

特定計量器、犬・ねこの引取りに関する事務

- 施設の偏在を踏まえつつ、各区間の連携等により対応
- 地域の実情に応じた効率的できめ細かな対応が期待できる

汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務

- 地域の実情に応じた迅速できめ細かな対応が期待できる

方向は一致

相 違

都の考え方（区に移管）

特定計量器、犬・ねこの引取りに関する事務

- 区が一定以上の規模になることにより、人材、施設を確保すれば可能

汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務

- 区にも専門職員がいるが、区が一定以上の規模になることで、より効果的効率的な執行が可能

《都の考え方》特別区が人口50万程度以上の規模になった場合、どんな事務が移管できるかという前提において、事務の掘り起こしを行った。政令指定都市並みの規模であれば、支障なく事務の遂行が可能であろうという意味合いである。50万でなければ駄目というわけではなく、規模も要素の一つということである。

《法令上都の事務のうち、「区に移管する方向で検討する事務」として都区が一致した事務》

1 生活文化スポーツ局（3 項目）

- (1) 「③-1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務」
- (2) 「⑤-20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務」
- (3) 「⑤-48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務」

2 都市整備局（11 項目）

- (1) 「④-30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務」
- (2) 「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」
- (3) 「④-37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」
- (4) 「④-50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務」
- (5) 「④-56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務」 ※
- (6) 「④-75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務」
- (7) 「④-76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務」
- (8) 「④-79 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務」
- (9) 「④-81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務」
- (10) 「④-82 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務」
- (11) 「④-87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務」

3 環境局（8 項目）

- (1) 「③-2 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (2) 「③-3 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務（工場に係るものを除く）」
- (3) 「④-25 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務」
- (4) 「③-4 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務」
- (5) 「③-5 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (6) 「③-6 土壤汚染状況調査の実施の命令などに関する事務」
- (7) 「④-52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務」
- (8) 「⑤-44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務」

4 福祉保健局（22 項目）

- (1) 「②-3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務」
- (2) 「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」
- (3) 「④-67 動物取扱業者の登録などに関する事務」

- (4) 「④-1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務」
- (5) 「④-2 民生委員の推薦など民生委員に関する事務」
- (6) 「④-4 保護施設設置など生活保護に関する事務」
- (7) 「④-5 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」
- (8) 「④-13 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務」 ※
- (9) 「④-6 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務」
- (10) 「④-8 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務」
- (11) 「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」
- (12) 「④-83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務」
- (13) 「④-10 指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務」
- (14) 「④-16 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)」 ※
- (15) 「④-42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」 ※
- (16) 「④-57 非課税証明書の発行などに関する事務」
- (17) 「④-66 貸付金償還免除などに関する事務」
- (18) 「⑤-62 広告事項の許可などに関する事務」
- (19) 「⑤-72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」
- (20) 「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」
- (21) 「⑤-74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務」
- (22) 「⑥-59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務」

5 産業労働局（4項目）

- (1) 「④-22 特定工場の新設届出受理などに関する事務」
- (2) 「④-31 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務」
- (3) 「④-36 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務」
- (4) 「④-88 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務」

6 教育庁（5項目）

- (1) 「④-21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」
- (2) 「⑥-116 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務」
- (3) 「⑥-117 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務」
- (4) 「④-41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務」
- (5) 「⑤-77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務」

（注）網掛けは、事務配分の検討の方向付け終了後に、地方分権一括法等により特別区に移譲されている事務（※は、検討対象事務の一部が移譲されているもの）

（R3.10.1現在）

区域のあり方について

都が示した「検討の視点」（第6回幹事会）

- 生活圏拡大の視点 生活圏に比べ区域が狭く、行政サービスの受益と負担が不一致
- 行財政基盤強化の視点 事務の効率的な執行の必要性から規模拡大の要請が働く
- 行政改革推進の視点 人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、行政運営が非効率
- 税源偏在是正の視点 特別区の行財政基盤強化のためには、税源偏在の是正が必要

区が示した参考論点＜抜粋＞（第8回幹事会）

- ✚ 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。
- ✚ 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないかと。
- ✚ 特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないかと。

分権の受け皿論

平成の大合併収束でも極小規模の自治体は多数存在



今後の選択は、自主合併、広域連携、広域補完

	団体数	構成比	人 口 (令和2国調)	構成比	面積 (km ²)	構成比
50万人以上	35	2.0%	37,306,395	29.6%	14,654	3.9%
30万人以上50万人未満	51	2.9%	19,693,903	15.6%	14,822	4.0%
20万人以上30万人未満	44	2.5%	10,863,404	8.6%	11,990	3.2%
5万人以上20万人未満	395	22.7%	38,306,293	30.4%	93,675	25.1%
1万人以上5万人未満	685	39.3%	17,468,369	13.8%	134,514	36.1%
1万人未満	531	30.5%	2,507,735	2.0%	103,304	27.7%
全 国 計	1,741	100.0%	126,146,099	100.0%	372,959	100.0%

※福島県双葉町は、1万人未満に含めている。

※面積は、境界未定地域を除く。

※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

都区のあり方検討 「区域のあり方」の取扱い

《都の考え》

都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきである。都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

《区の考え》

区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであり、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではなく、今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものである。

東京の自治のあり方研究会

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。

——— 21.2.2 都区のあり方検討委員会 幹事会への下命事項

- 将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場
- 東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の4者共同で「東京の自治のあり方研究会」を設置
- 学識経験者7名、行政実務者10名（都4名、区2名、市2名、町村2名）で構成
- 平成21年11月から研究会の検討を開始
- 平成25年6月に研究会の下に行政実務者（各団体から2名ずつ）を中心とした部会を設置

東京の自治のあり方研究会「最終報告」(平成27年3月)について

▽東京の自治のあり方研究会の設置

平成21年2月の都区のあり方検討委員会で、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待つて、必要に応じ議論する」ことを確認。同年11月から調整研究を開始

▽部会の設置

2050年までの500mメッシュ単位の将来人口分析を実施

▽中間報告で示した3つの論点について、最終報告とりまとめ

- (1) 都と区市町村の役割分担のあり方
- (2) 住民自治(自治の担い手)のあり方
- (3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

1. 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題

【高齢者の急激な増加と高齢化の進展】

- ◇ 都内では、2030年代中頃以降、急激に高齢化が進展し、2050年には75歳以上人口は倍増。特に区部で急速に高齢化が進展。また、区部では、高齢化の進展の状況にばらつきが大きく、高齢化率が40%以上の地域も存在。
- ◇ 一方、生産年齢人口の減少幅は全国と比べて緩やかであるが、区西部や西多摩、島しょ地域では、2050年までに4割以上減少し、税収入等に大きな影響を及ぼすことが推定。
- ◇ こうした将来の人口構成や財政環境の変化に伴い、今後都内では、現在の行政サービス水準の維持・存続が困難となる地域が発生することが予想。

【高齢者単身世帯と空き家の急増】

- ◇ 2050年における都内の総世帯数に占める割合は、高齢者単身世帯が2割、これに「老老世帯」を加えた高齢者のみが居住する世帯が約3割に達する。
- ◇ 2008年時点ですべての都内の空き家は、約40年後の2050年には倍増し、170万戸を超える見通し。また、空き家率も全ての地域で上昇し、多くの地域で2割超。
- ◇ こうした地域においては、地域での見守り機能が弱くなるほか、治安の悪化等を招き、ひいてはコミュニティの維持・存続が困難となる恐れ。

【東京における少子化の更なる進展】

- ◇ 都内の出生数は、1970年には23万人にのぼったが、現在は11万人に半減。さらに、東京都の合計特殊出生率は1.13で最下位にあり、人口置換水準の2.07を大きく下回る。
- ◇ 人口減少の問題は、「東京対地方」という単純な構図で論じるのではなく、東京をはじめとする大都市において、重点的・集中的に少子化対策を実施することにより、低出生傾向の改善が図られなければ、東京と地方とともに消滅すること。

2. 東京の自治のあり方の方向性

◎ 全国の他地域と比較すると、東京の人口構造は比較的緩やかに変化していくと推計されている

るため、危機的な状況が迫っていることについて認識が遅れることも懸念され、都や区市町村は危機意識を共有しながら、将来に向けた対策を適切に行っていくことが重要。

- ◎ 東京の進むべき方向性を考えるにあたっては、東京と地方が共存し、共に発展していくために、東京がどのような役割と責任を果たしていくことができるのかといった視点も重要。
- ◎ 将来東京が直面することが見込まれる危機的な状況をあらかじめ想定し、厳しい環境にも対応しうる具体的な自治のあり方をただちに検討していく必要。
- ◎ 都内自治体の人口規模は、町村部のほか、5万人規模から50万人を大きく上回る区市町村まで様々。また、面積規模は、平均30km²程度にとどまっており、特に区部及びその近隣市域には、市街地が連坦した地域に小規模面積の自治体が数多く存在。今後の東京の自治のあり方を検討するにあたっては、こうした特性を踏まえる必要。

(1) 都と区市町村の役割分担のあり方

- ◎ 事業の性質や各地域が抱える課題等を考慮しながら、今後の都と区市町村の役割分担のあり方について検討する必要がある。
- ◎ 都内における今後の人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展を踏まえ、広域自治体として都が、今後どのように対応していくのかについても、検討が求められる。

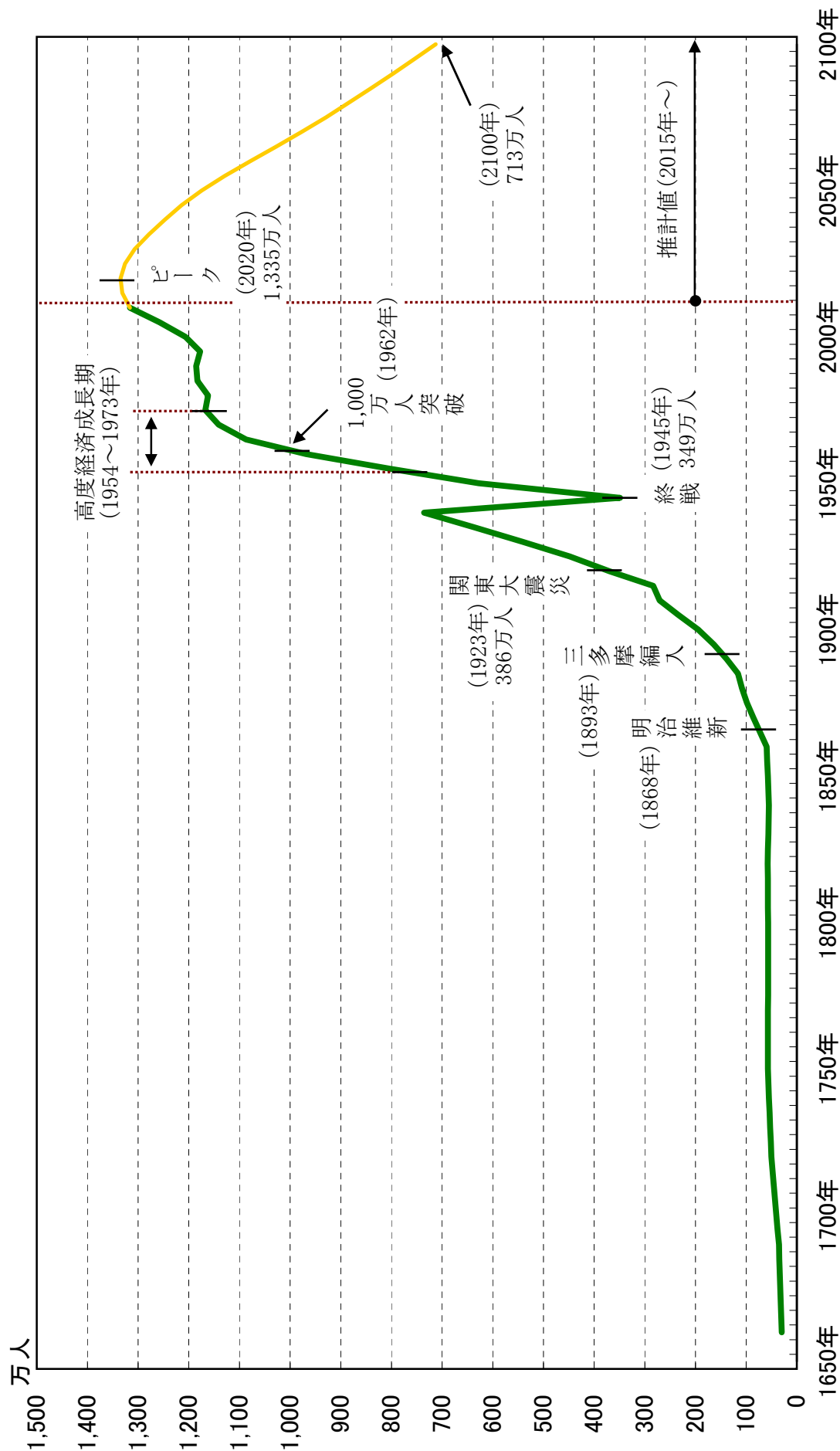
(2) 住民自治(自治の担い手)のあり方

- ◎ 町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、NPOや企業、ボランティア団体などの地域の様々な活動主体との協力によって、新しいコミュニティの形成を支援していく必要。
- ◎ 様々な年代層がそれぞれの課題意識や経験・ノウハウを地域課題の解決に有効に活用し、地域の担い手として活躍できるよう、各区市町村は、多様な支援策をこれまで以上に積極的に講じていくことが重要。

(3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

- ◎ 今後、変化・増大する行政需要に的確に対応し、安定的な行政サービスを提供していくためには、既存の行政体制の維持・存続にとらわれず、早急に見直しを検討していくことが必要。
- ◎ 各区市町村は、将来の状況を直視し、人口動向や財政環境等の変化により、十分な行政サービスが提供できなくなるなど危機的な状況に臨む前から、合併、共同処理制度の活用、基礎自治体間での相互補完や機能分担等、多様な選択肢について、地域特性や住民意思等を踏まえながら、主体的に検討、判断していく必要。
- ◎ 合併・連携それぞれにメリット、デメリットの両面があることを念頭に、地理的状況、人口規模、人口や産業の集積の状況、地域の連坦、面積など、その地域特有の様々な状況を踏まえ、合併・連携等の多様な選択肢の中で、どのような手段がより有効であるのかについて、具体的なデータ等に基づき、関係自治体間で議論していくことが重要。
- ◎ 自治体間における連携が増大していく場合には、既存の体制の維持・存続にとらわれない行政体制のあり方を検討することが求められる。

東京の人口の推移



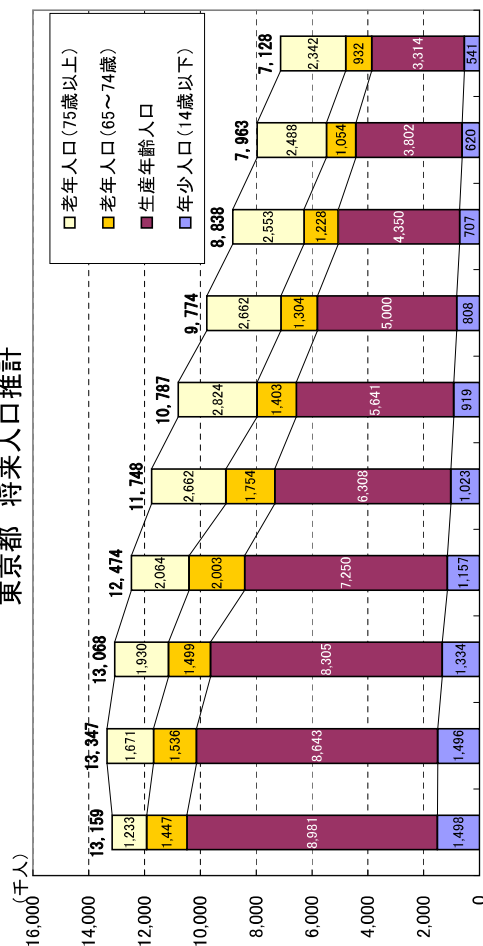
※1867年以前(江戸時代)は『大江戸まるわかり事典』(大石学編・時事通信出版局・2005.7)より作成(ただし江戸の町人口のみ)

※1872年～2035年は東京都統計部「東京都の人口(推計)」より作成、ただし2015年～2035年は推計値

※2035年以降は「東京の自治のあり方研究会」による推計

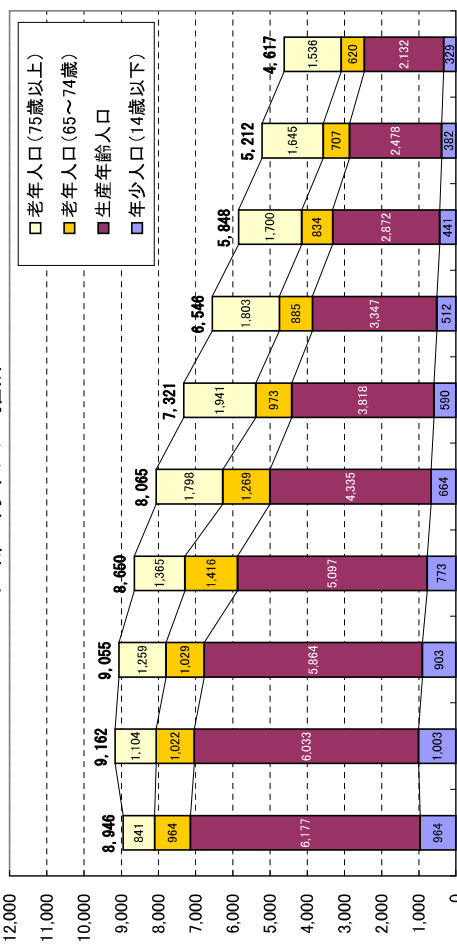
東京の将来人口推計(年齢3区分別)

東京都 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	11.4%	11.2%	10.2%	9.3%	8.7%	8.5%	8.3%	8.0%	7.9%	7.6%
生産年齢人口比率	68.2%	64.8%	63.6%	58.1%	53.7%	52.3%	51.2%	49.2%	47.7%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	11.0%	11.5%	11.5%	16.1%	14.9%	13.0%	13.3%	13.9%	13.2%	13.1%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.5%	14.8%	16.5%	22.7%	26.2%	27.2%	28.9%	31.2%	32.9%

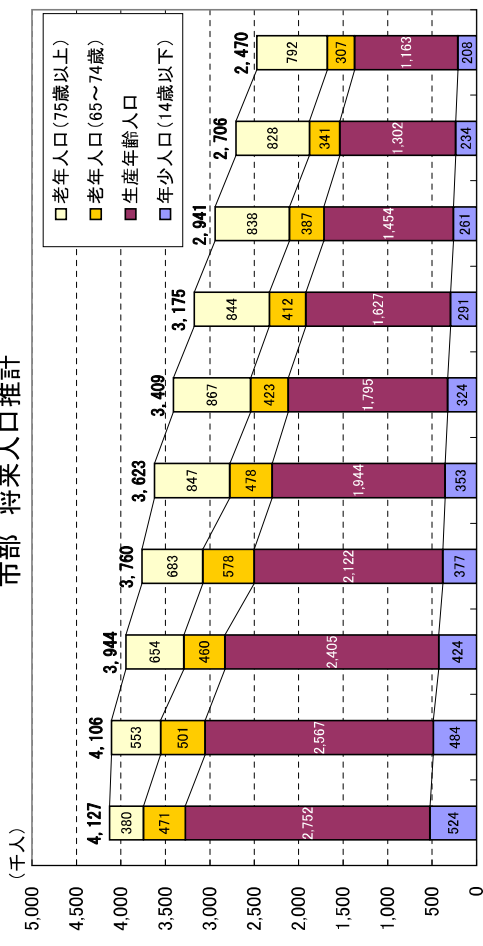
区部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	10.8%	10.9%	10.0%	8.9%	8.2%	8.1%	7.8%	7.5%	7.3%	7.1%
生産年齢人口比率	69.0%	65.8%	64.8%	58.9%	53.7%	52.1%	51.1%	49.1%	47.6%	46.2%
老年人口(65~74歳)比率	10.8%	11.2%	11.4%	16.4%	15.7%	13.3%	13.5%	14.3%	13.6%	13.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.0%	13.9%	15.8%	22.3%	26.5%	27.5%	29.1%	31.6%	33.3%

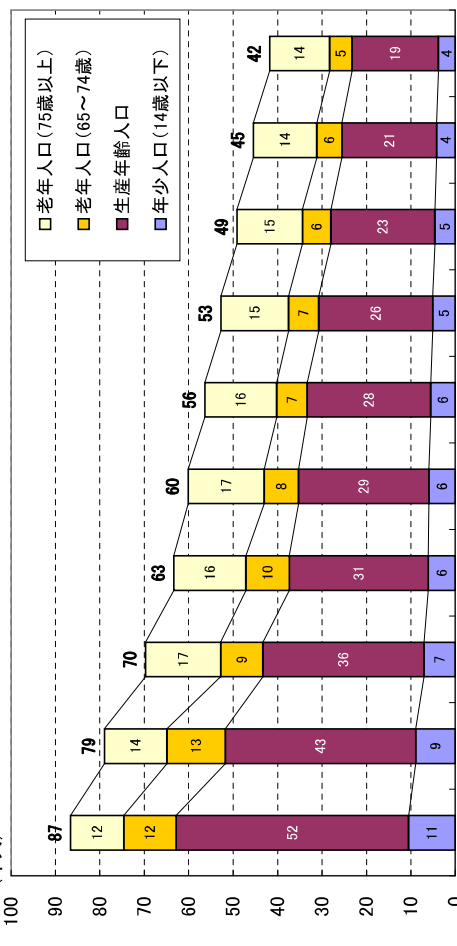
※「東京の自治のあり方研究会」による推計

市部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.7%	11.8%	10.8%	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%	8.9%	8.6%	8.4%
生産年齢人口比率	66.7%	62.5%	61.0%	56.4%	53.7%	52.7%	51.3%	49.4%	48.1%	47.1%
老年人口(65~74歳)比率	11.4%	12.2%	11.7%	15.4%	13.2%	12.4%	13.0%	13.2%	12.6%	12.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.2%	13.3%	16.6%	18.2%	23.4%	25.4%	26.6%	28.5%	30.6%	32.1%

町村部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.2%	11.2%	10.1%	9.6%	9.8%	9.8%	9.6%	9.3%	9.2%	9.0%
生産年齢人口比率	60.4%	54.3%	52.0%	49.3%	48.9%	49.4%	48.8%	47.7%	46.9%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	13.6%	16.5%	13.6%	15.5%	12.8%	12.1%	12.9%	13.0%	12.5%	12.1%
老年人口(75歳以上)比率	13.8%	17.9%	24.3%	25.6%	28.5%	28.7%	28.8%	30.0%	31.4%	32.3%

税財政制度について
～区が示した「論点」（第13回幹事会）～

● 財源の移譲に係る指針の整理

- (1) 事務移譲に応じた財源の移譲
(当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源の移譲)
- (2) 事務の性格に応じた財源移譲の方法
(財調交付金配分率、事務処理特例交付金、都市計画交付金)

● 財源移譲後に想定される課題の整理

- (1) 特別区の主体性の強化
(協議のあり方、政策税制協議、調整税の会計上の取扱い)
- (2) 法令改正を伴う事項の検討
(税源移譲、税制改正等を踏まえた財調制度の見直し等)

MEMO

Ⅲ 特別区児童相談所の設置に向けた検討

1 平成28年児童福祉法改正までの検討経過の概況

(1) 都区のあり方検討委員会における検討

- 平成20年6月の都区のあり方検討委員会幹事会で、児童相談所は、「区へ移管する方向で検討する事務」と整理されたが、江戸川区で児童虐待死事件が発生したことを受けて、平成22年6月の幹事会において、区から、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、議論を進めることを提案した。
- 平成22年10月の都区のあり方検討委員会幹事会で、区の提案に対し、都から、今後、検討方法や検討体制などの詳細を事務的に調整したい旨の回答があった。
また、平成23年1月の幹事会で、都から、児童相談所の問題は緊急を要するということで、できるだけ早く検討体制等を調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているの、是非その方向でやっていきたい旨の表明があった。
- その後、東日本大震災が発生し、都区の検討は見送られることになったが、区では、都との検討に備えて、区側の検討メンバー（部課長級職員）による勉強会を実施し、児童相談所移管の意義や、移管に伴う課題と解決策の整理、児童相談所の視察を行った。
- このような経過を経て、平成23年12月の都区のあり方検討委員会で、都区間の連携や体制等について幅広く検討すべき課題として、検討委員会とは切り離して都区間で協議していくことが確認された。

(2) 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会における検討

- 平成23年12月の都区のあり方検討委員会における確認事項を受けて、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、平成24年2月から、①現行の役割分担の下での課題と対応策、②児童相談行政の体制のあり方、について検討が開始された。
- 平成25年1月の検討会で、一つ目の検討項目である「現行の役割分担の下での課題と対応策」について整理が行われた。その際、都から、体制の議論に当たっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要である旨の発言があった。
また、平成24年12月の区長会において、児童相談所を移管した際の青写真を作成することが確認された。
- これを受けて、子ども家庭支援センター部会を中心に検討を行い、平成26年3月の検討会で、区から、『特別区児童相談所移管モデル』を提示した。
その後、検討会の中で、以下のようなやり取りが行われた。
 - ◇平成26年5月、都が、『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解』を提示。
 - ◇平成26年11月、区が、『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見』を提示。
 - ◇平成27年5月、区が、『「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について』を提示。
- このような検討を経た後、平成27年6月から11月にかけて、二つ目の検討項目である「児童相談行政の体制のあり方」について検討を行ったが、区が求めている児童相談所の移管に関しては、大きな進捗は見られなかった。
- 検討会と並行して、「特別区児童相談所移管モデルの具体化」の検討の中で、23区共通の課題として挙げられた事項について、関係部課長会で検討が行われた。また、区長による児童相談所及び児童養護施設の視察が実施された。

(3) 児童福祉法の改正と区長会の対応

- 都区の検討会で議論が行われている中、国においても、児童虐待の急増や自立が困難な子どもが増加している状況を踏まえて、社会保障審議会児童部会に設置された専門委員会で、新たな子ども家庭福祉のあり方について検討が行われた。
平成28年3月、専門委員会は、「現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある」とする内容を含む報告（提言）をとりまとめた。
- 専門委員会の報告（提言）を受けて、平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。
この改正により、平成29年4月から政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、併せて、政府が法施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- 区長会では、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指す」ことを確認し、22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明した。
- 令和元年6月、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化など、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。
この改正の中で、児童相談所の設置促進を図るため、政府が法施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとし、その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図ることとされた。

2 平成28年児童福祉法改正後における取組の概況

(1) 特別区児童相談所移管準備連絡調整会議の設置等

- 平成28年7月の区長会で、児童相談所の移管準備を進めるため、「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置することを確認し、関係部課長会で抽出・整理した課題のとりまとめ、児童相談所の移管に向けた全体のロードマップの作成等について、下命が行われた。
- 連絡調整会議等でとりまとめ、区長会等に報告された主な事項は、以下のとおりである。
 - ＜児童相談所の設置に係る政府の支援に対する要望＞
 - ◇平成28年9月、「児童相談所の設置に係る政府の支援に対する設置希望区からの要望」を整理し、区長会に報告。
 - ※ 同年同月、厚生労働省に要望
 - ＜児童相談所移管に係る課題の検討＞
 - ◇平成28年11月、関係部課長会で抽出した「児童相談所移管に係る課題の検討」を整理し、区長会に報告。
 - ※ 課題は、「各区課題」・「共通課題」・「都協議課題」に区分
 - ◇平成31年2月、関係部課長会で検討した「児童相談所移管に係る課題（「共通課題」・「都協議課題」）の対応策」をとりまとめ、区長会に報告。
 - ◇令和2年1月、平成31年2月の区長会報告後に継続して検討が行われた課題（一

時保護所・里親等の都区間の相互利用（委託）、区立母子生活支援施設の区間の相互利用等）の検討状況について、区長会に報告。

＜児童相談所開設に向けたロードマップの作成＞

◇平成28年11月、設置希望区が作成した「児童相談所開設に向けたロードマップ」をもとに、設置希望区全体のロードマップをとりまとめ、区長会に報告。

◇都児童相談所等への派遣研修について、各区の希望数と実際の派遣数に大きな乖離が生じていることなどを踏まえ、平成28年11月に設置希望区が作成したロードマップを見直し、これをもとに設置希望区全体のロードマップの再整理を行い、平成30年2月、区長会に報告。

◇平成30年2月に設置希望区で見直したロードマップを改めて見直し、これをもとに設置希望区全体のロードマップを更新し、令和元年10月の区長会に報告。

※ 令和2年度以降の設置希望区全体のロードマップの作成は、福祉主管部長会で対応。（R2.9、R3.9、R4.9、R5.9、R6.9、R7.9 更新）

- 令和2年2月の区長会で、令和2年度に3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）が児童相談所を開設することを踏まえ、令和元年度末をもって連絡調整会議を廃止し、今後、関係部課長会間での連絡調整が必要となった場合に備え、関係部課長会の会長及び幹事長等で構成する「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」を設置することを確認した。

（２）児童相談所設置に向けた共同研修の実施

- 平成28年度から、人材の専門性強化を図るための専門研修「児童虐待への対応」、「児童家庭福祉」、「児童心理」を実施した。
- 平成30年度から、法定研修「児童福祉司任用前講習会・指定講習会」の研修カリキュラムを作成し、研修を実施するとともに、新たに「児童心理（入門・実践）」、「司法面接」、の専門研修を実施した。

また、専門研修「児童家庭福祉」について、テーマ別にカリキュラムの拡充を行い、年間3回に分けて実施した。

さらに、一時保護所の人材育成における課題、研修到達目標の明確化及び児童相における心理検査・心理療法について理解を深めるため、23区職員を対象とした自主勉強会を実施した。

- 令和2年3月に「児童相談所関連研修計画」を策定し、令和2年度以降は、法定研修である「児童福祉司任用後研修」「児童福祉司スーパーバイザー研修」等に加え、職種別に設定した課題別研修や試行研修を実施している。
- 令和4年度に、児童相談所関連研修を専門に担当する教務第2課を新たに設置した。

（３）児童相談所職員の確保に向けた採用制度の見直し

- 平成29年度から、児童相談所の設置に向け、福祉分野における専門人材を確保するため、各区等が採用選考を実施していた職種「心理」の採用について、特別区人事委員会による競争試験を開始するとともに、経験者採用試験・選考における対象職種を拡大し、職種「福祉」を追加した。

- 令和元年度に、経験者採用試験・選考における受験資格の上限年齢を60歳未満に引き上げるとともに、採用区分を2区分（1級職、2級職（主任））に見直した。

さらに、児童相談所（一時保護所を含む。）の円滑な開設・運営に向けた体制強化を図るため、児童相談所等での有用かつ専門的な職務経験を有する人材の

確保を目的として、児童相談所等での経験を求める採用制度を5年間限定で導入し、採用区分に3級職（係長級）を加えるとともに、試験・選考区分に「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の3区分を追加した（令和6年度から5年間実施期間が延長された。）。

- 児童相談所等での経験を求める採用制度に係る令和2年度以降の経験者採用試験・選考について、受験対象者拡大の観点から、受験資格（業務経験の内容及び年数）を見直して、実施している。

<見直しの内容>

①業務経験の内容

- ・ 児童福祉区分は、「児童相談所（一時保護所を含む）又は児童福祉施設における相談援助業務」とする。
- ・ 児童心理区分は、「児童相談所（一時保護所を含む）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務」とする。

②業務経験の年数（3区分共通）

- ・ 2級職については、3年以上とする
- ・ 3級職については、5年以上とする。

（4）児童相談所等への職員派遣

- 平成29年度から、児童相談所の設置に向けて、児童福祉司をはじめとする専門職員等を育成するため、特別区全体で調整を行い、都の児童相談所への派遣研修を開始した。
- 平成30年度から、都の児童相談所に加え、近隣自治体（埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市等）の児童相談所への派遣研修を開始した。また、各区の個別調整による近隣自治体以外の児童相談所への派遣研修を実施している。さらに、都の児童相談所への課長級職員の派遣等を実施している。

（5）児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の実施

- 平成29年6月、開設予定時期の早い3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）（以下「3区」という。）と都の間で「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」が開始され、3区の調整状況を他の設置希望区にフィードバックしながら、各区で設置準備が進められた（世田谷区：8回、荒川区：7回、江戸川区：8回）。
- 平成30年11月から、3区と各所管児童相談所との間でケースの引継ぎが行われた。また、平成31年3月から、3区と都の所管部署との間で児童相談所設置市事務の引継ぎが行われた。

（6）社会的養護・児童相談所業務の広域調整に係る都区検討会における協議

- 平成30年5月、児童養護施設等の入所施設、里親、一時保護所の広域的調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、都との協議が開始された。
- 令和元年12月までに9回にわたる検討会を開催し、3区の開設に向けて基本的事項の検討を行い、都区で確認した事項を協議結果としてとりまとめた。
- 特別区児童相談所の設置後は、運用や取扱いの変更が必要になった事項、当初想定していなかった課題等について、都区で確認した内容を整理し、協議結果の改訂版をとりまとめている。（R3.4、R4.4、R5.4、R6.4、R6.9、R7.4、R8.4）

※令和8年度より、検討会の名称を「社会的養護・児童相談所業務の広域調整に係る都区検討会」に変更した。

(7) 3区における児童相談所設置市の政令指定に向けた厚生労働省との協議

- 平成30年11月、3区と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた協議が開始された。
- 平成31年4月、3区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市に指定することを要請し、令和元年8月、令和2年度に3区を児童相談所設置市に指定する政令が公布された。

(8) 東京都における児童相談体制の検討

- 目黒区で児童虐待死事件が発生したことや、特別区において児童相談所が設置されること等を踏まえ、都と区市町村合同で「東京都児童相談体制等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和元年5月から検討が開始された。
- 人材育成の共同推進、連携の拠点作り、専門的見地からのバックアップ機能強化、相談体制の強化について検討が行われ、令和6年2月、令和5年度の検討結果と令和6年度の取組事項等がとりまとめられた。

(9) 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する国と地方の協議の場における検討

- 令和元年に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の規定等に基づき、児童虐待防止に向けた課題を整理し、国、都道府県及び市区町村における体制強化を進めるため、国と都道府県等との協議の場が設置され、令和元年8月から検討が開始された。

(10) 児童相談所関連経費に係る都区財政調整協議

- 令和2年度における児童相談所関連経費の都区財政調整上の措置について、令和2年1月の都区協議会で、令和2年開設の3区の所要額等を算定するとともに、区の配分割合を特例的に0.1%増やしたうえで、令和4年度に改めて配分割合のあり方を協議することで合意された。
- 令和4年度における配分割合のあり方に係る協議は、都区の見解が大幅に乖離し協議が中断。その後、区長会で議論を継続。都側から「財調に関する今後の議論の進め方」としての「区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PTの設置」の提案があり、区長会で了承。また、令和5年度都区財政調整方針案が示され、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていくうえで望ましくないという判断のもと、今後も協議を継続し早期に結論を出すということを前提に了承。その後、都区PTで「区立児相の事務の財調上の位置付け」を議論。
- 最終的には、都区PTの取りまとめとして、「配分割合を議論する前段として検討を行う場であるWGにおける取りまとめを踏まえ、都区財政調整協議の場へ移行していく」とこととされた。都区PTのまとめを踏まえた令和7年度財調協議では、都区の意見は食い違い、協議は平行線となり、このままでは、協議をとりまとめることが困難であることから、区長会会長から、都副知事に要請を行った。要請の結果、都側から特別区の配分割合を56%、特別交付金の割合を6%に変更するなどの提案が示され、最終的には、区側としては、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理した。その後、令和7年2月の都区協議会で、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更すると合意された。

3 平成28年児童福祉法改正までの検討経過（年表）

昭和61年 2月	○「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意。
平成 6年 9月	○国に提出する最終案として都区合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」で、それまでの都による国との折衝で移管が困難と判断される事務（政令指定都市の事務等）のひとつとして児童相談所の移管を断念。



平成20年 6月	○第13回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討することで一致。
平成22年 1月	○江戸川区で小学生の男児が両親から虐待を受け、死亡する事件が発生。
6月	○第25回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、移管とした場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について議論を進めることを区から都に申入れ。
10月	○第27回都区のあり方検討委員会幹事会において、平成22年6月の第25回都区のあり方検討委員会幹事会で区から提案した児童相談所の協議について、都が今後検討方法や検討体制などの詳細を事務的に調整したいと回答。
平成23年 1月	○第28回都区のあり方検討委員会幹事会において、都が児童相談所の問題は緊急を要するというので、できるだけ早く検討体制等を調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているので、その方向でやっていきたいと表明。
平成23年3月、東日本大震災が発生。	
平成23年 4月 ↓ 平成24年 1月	○児童相談行政のあり方に関する都区の検討会に備えて、区側メンバー（部課長級職員）による勉強会を実施。 ・横須賀市児童相談所の視察 ・勉強会での検討状況（特別区が児童相談所を持つ意義、児童相談所を移管する際の課題と対応の方向性など）を整理、とりまとめ、区長会に報告 *別紙1
平成23年12月	○第13回都区のあり方検討委員会において、児童相談行政のあり方について、都区が協力し、都区間の連携や体制等を幅広く検討すべき課題となっており、都区のあり方検討委員会とは切り離して、今後の検討の進め方等について都区間で協議し、別途整理していく必要があると確認。
2月	○児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、①現行の役割分担の下での課題と対応策、②児童相談行政の体制のあり方について検討を開始。
1月	○第2回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、現行の役割分担下での課題と対応策について、部会の検討結果を確認。都から、体制の議論にあたっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要との発言。
平成25年 6月	○第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行

	政サービス提供体制に関する答申」の中で、「都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべき」と記述。
1 1 月	○区長会総会で、「特別区児童相談所移管モデル」を了承。 *別紙2
平成26年 3 月	○第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から『特別区児童相談所移管モデル』を提示。
5 月	○第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、都から『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解』を提示。
1 0 月	○平成25年11月に策定した「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、その結果をとりまとめ、区長会総会に報告し、了承。
1 1 月	○第5回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見』を提示。
平成27年 3 月	○「特別区児童相談所移管モデル」の具体化に向けた検討の中で、23区共通の課題として挙げられた事項について、関係部課長会で検討を行い、区長会役員会に報告し、了承。
5 月	○第6回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について説明し、以下の事項について確認。 *別紙3 ①「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始し、具体の検討は、課長級メンバーによる部会を中心に行うこと ②部会には、必要に応じてメンバーを追加できること
6 月	○児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会部会で、「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始。3回にわたり都区双方の考え方についてフリートーキング。
7 月	○区長による児童相談所及び児童養護施設の視察を実施。 ・東京都児童相談所（児童相談センター、足立児童相談所、江東児童相談所） ・児童養護施設（クリスマス・ヴィレッジ、希望の家、東京家庭学校）
1 2 月	○区長会正副会長が、厚生労働大臣及び雇用均等・児童家庭局長と面会し、意見交換。 ○区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出。 *別紙4
3 月	○国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中で、「原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的負担が大きいことや専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある」と記述。 *別紙5 ○区長会会長コメント「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について」を発表。 *別紙6 ○国は、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」

	という改正を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出。
4 月	○区長会総会で、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指すこと」を確認。
5 月	○「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能に。 *別紙7 ○区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について」を発表。 *別紙8

4 平成28年児童福祉法改正後の取組状況（年表）

（1）区長会における取組等

平成28年 5 月	○区長会総会で、「児童福祉法等の改正内容を踏まえ、26年度に各区で検討した「特別区児童相談所移管モデル」の具体化の検討について改めて調整を行い、あわせて、それぞれの区が想定するロードマップを作成すること」を確認。
平成28年 6 月	○区長会総会で、「児童相談所移管準備を進めるため、副区長会の下に、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、当面、以下の事項について整理するとともに、都との協議体制等について調整すること」を確認。 ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理 ② 児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整、ロードマップの作成
平成28年 7 月	○副区長会の下に、区の関係部課長等で構成する連絡調整会議を設置。 ＜所掌事項＞ ・ 関係部課長会との連絡調整に関すること ・ 東京都との協議に関すること ・ 児童相談所を移管するに当たっての課題に関すること ・ 児童相談所移管に向けた全体のロードマップに関すること
平成28年9月	○連絡調整会議で集約・整理した児童相談所の設置に係る政府の支援に対する「設置希望区」からの要望について、区長会へ報告。厚生労働省へ要望。
平成28年11月	○以下の事項について、連絡調整会議で集約・整理、とりまとめのうえ、区長会へ報告。 ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理 ② 児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整 ③ 児童相談所開設に向けたロードマップの作成 ○区長会正副会長等が川澄副知事と面会し、児童相談所の設置が円滑に進むよう、支援と協力を要請。
平成28年12月	○都から、「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方（案）」が提示。その内容について、区長会へ報告。 ＜都の提案概要＞ ・ 区の計画案を確認するに当たっては、2～3区をモデル的に対応していくことが適当。当該区から計画案を提出してもらい、子供の最善の利益を確保するという観点から、当該区と都で一つひとつの課題について実務的に検証し、確認作業を進める。 ・ 当該区の調整状況については、適宜、他の設置希望区にフィードバックする。 ○区長会正副会長が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児

	童相談所の円滑な移譲に向けた積極的な支援と協力を要請。
平成29年 2月	○区長会総会で、平成28年12月に都から提示のあった「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」について、以下のとおり対応することを確認。 ・世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区として、計画案の確認作業を開始する。 ・モデル的確認実施区の拡大、広域調整が必要な事項等に関する都と設置希望区全体との協議の場の設置、人材の確保（都児童相談所への派遣研修の受入枠の拡大、児童相談所開設当初における都職員の区への派遣等）などについて、都へ要請する。 ※同年3月、上記区長会確認事項に基づいて、都に対して回答。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」について）において、児童相談所の設置に対する協力を要請。
平成29年 4月	○3月の区長会の回答を受けて、都から、「児童相談所設置計画の確認の進め方等について」が回答。 <都の回答概要> ・3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）との計画案確認作業を具体的かつ実務的に進めていく中で、調整等が必要な課題の共有が図られるため、まずは3区との計画案確認作業を着実に実施することを優先する。 ・平成30年度以降における都児童相談所への派遣研修の受入枠については、効果的な人材育成を実施するため、平成29年度の受入枠が上限となる。 ・児童相談所開設当初における都職員の区への派遣について、児童相談所の運営に必要な人材は、設置自治体が責任をもって確保・育成することが基本。国の職員配置基準見直しに伴い、都では現在、児童福祉司・児童心理司の大幅増員を図り、新任職員の育成に注力しているところ。まずは、3区との計画案確認作業を進めていく。
平成29年 6月	○3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始（平成30年12月までに各区概ね8回実施。）。併せて、都が全区を対象に「児童相談所運営にかかる勉強会」を開始。*別紙9 ○区長会正副会長による川澄副知事への新役員就任挨拶において、児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の円滑な実施や、広域調整が必要な事項等に関する都と設置希望区全体との協議の場の設置などについて要請。
平成29年 8月	○平成30年度国・都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。 ○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成29年7月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。 ○その際、区長会から「人材の確保・育成について、福祉部門においても、具体的な検討を行う」よう指示。
平成29年11月	○人材の確保・育成方策等について、区長会へ報告。 ○その際、平成28年11月に策定したロードマップについて、「今回の検討結果や各区それぞれの状況を踏まえながら一定の見直しを行い、その結果を集約する」ことを確認。 ○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、

	児童相談所の設置促進について要請。
平成30年 2月	○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成30年1月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。 ○設置希望区で見直しを行ったロードマップについて、連絡調整会議において、集約・整理した結果を区長会へ報告。 ○都区協議会において、都区財政調整における児童相談所関連経費について、会長から「初めて提案した児童相談所関連経費は、都側から明確な見解が示されず、議論に至らなかった。早期の決着に向けて前向きな対応をお願いしたい」旨発言。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「区と都が連携して取り組むべき課題について」）において、児童相談所設置にかかる課題解決のための都区の連携体制の構築等について要請。
平成30年 5月	○都区間での入所施設や一時保護所の広域調整に関する協議を行うため、都区の課長級メンバーで構成された検討会を設置することについて、区長会へ報告。同年同月から検討を開始。*別紙10
平成30年 7月	○平成31年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。
平成30年 8月	○平成31年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。
平成30年11月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
平成31年 1月	○都から、都と区市町村合同で児童相談体制の検討を行うことについて、区長会に提案があり、了承。 ○都区協議会において、都区財政調整における児童相談所関連経費について、会長から「児童相談所関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に財調の算定内容に反映されなければならない」旨発言。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「区と都が連携して取り組むべき課題について」）において、児童相談所の開設に係る支援等について要請。
平成31年 2月	○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成31年1月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。
平成31年 4月	○3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
令和元年 5月	○都と区市町村合同で「東京都児童相談体制等検討会」が設置され、検討を開始。
令和元年 6月	○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政府が、施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとし、その支援を講ずるに当たって、関係地方公共団体等の連携を図るものと規定。*別紙11 ○区長会正副会長等による小池知事への新役員就任挨拶において、児童相談所の設置に向けた支援について要請。
令和元年 7月	○区長会総会で、平成30年2月に見直しを行ったロードマップについて、「設置希望区が、それぞれの準備状況を踏まえ、改めて見直し

	を行い、共有する」ことを確認。 ○令和２年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。
８月	○児童虐待防止に向けて、国と都道府県等との協議の場が設置され、特別区も構成員として参画。 ○世田谷区・荒川区・江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布。 ＜施行期日＞ ・世田谷区及び江戸川区（８月２７日公布）：令和２年４月１日 ・荒川区（８月３０日公布）：令和２年７月１日 ○区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」を発表。＊別紙１２ ○令和２年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。 ○令和３年度開設予定の２区（港区、中野区）と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始。
１０月	○以下の事項について、区長会へ報告。 ①福祉主管部長会を中心に整理した特別区児童相談所設置に伴う都補助金等の取扱いの方向性 ②設置希望区で改めて見直しを行ったロードマップをもとに更新した全体のロードマップ
令和 元 年 １ １ 月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
令和 ２ 年 １ 月	○平成３１年２月の区長会報告後に継続して検討を行った児童相談所移管に係る課題（一時保護所・里親等の都区間の広域調整等）の検討状況について、区長会へ報告。 ○都区協議会で、令和２年度における児童相談所関連経費の都区財政調整上の措置について合意。 ・令和２年開設の３区の所要額等を算定 ・区の配分割合を特例的に０．１％増やしたうえで、令和４年度に改めて配分割合のあり方を協議
令和 ２ 年 ２ 月	○区長会総会で、令和元年度末をもって連絡調整会議を廃止し、今後、関係部課長会間での連絡調整が必要となった場合に備え、「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」を設置することを確認。 ※全体のロードマップの作成は、福祉主管部長会で対応。
令和 ２ 年 ３ 月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた令和元年度の検討結果、令和２年度の取組事項等について、区長会へ報告。
４月	○世田谷区及び江戸川区の児童相談所が開設。
７月	○荒川区の児童相談所が開設。 ○港区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
８月	○令和３年度国・都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。
１０月	○港区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（１０月２３日）。 ※施行期日：令和３年４月１日
１２月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。

令和 3 年 1 月	○令和 4 年 7 月開設予定の板橋区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始。
3 月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和 2 年度の検討結果、令和 3 年度の取組事項等について、区長会へ報告。
4 月	○港区の児童相談所が開設。
5 月	○令和 5 年 2 月開設予定の豊島区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始。
6 月	○中野区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
8 月	○令和 4 年度国・都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。 ○中野区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（8 月 6 日）。 ※施行期日：令和 4 年 4 月 1 日
9 月	○板橋区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
1 2 月	○板橋区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（1 2 月 1 日） ※施行期日：令和 4 年 7 月 1 日 ○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請
令和 4 年 1 月	○豊島区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請 ○令和 5 年 1 0 月開設予定の葛飾区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始
2 月	○児童相談所の設置基準を定めた政令等に基づき、練馬区内に都の児童相談所を新たに設置するとの都からの説明を受け、特別区が児童相談所の設置を進める中で、事前に相談がなかったことに言及。児童相談行政を都区が連携して進めるためには、東京の児童相談体制のあり方について、都区で議論する必要があるとの意見があり、協議の場の設置を要請
4 月	○中野区の児童相談所が開設 ○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和 3 年度の検討結果、令和 4 年度の取組事項等について、区長会へ報告。2 月の区長会で協議の場の設置を求める要請があったことを受け、本検討会において、「児童福祉法改正等を踏まえた相談体制のあり方」を検討項目に追加
6 月	○豊島区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（6 月 1 7 日） ※施行期日：令和 5 年 2 月 1 日
7 月	○板橋区の児童相談所が開設 ○令和 5 年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。
8 月	○令和 5 年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。
1 0 月	○区長会総会で、平成 2 9 年 1 1 月に申し合わせた「東京都及び近隣自治体への職員派遣上限」について、特別区児童相談所の設置が進んできたこと等から、東京都児童相談所の派遣枠に空きが生じてき

	ているため、令和4年度をもって廃止とすることを確認 ○葛飾区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請
11月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請
令和5年1月	○令和6年10月開設予定の品川区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始
2月	○豊島区の児童相談所が開設 ○葛飾区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（2月8日） ※施行期日：令和5年10月1日
3月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和4年度の検討結果、令和5年度 of 取組事項等について、区長会へ報告。
7月	○区長会正副会長等による小池知事への新役員就任挨拶において、児童相談体制の拡充に向けた支援について要請 ○令和7年4月開設予定の文京区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始 ○令和6年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請
8月	○令和6年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請
9月	○全体のロードマップを更新し、福祉主管部長会でとりまとめ
10月	○葛飾区の児童相談所が開設 ○品川区がこども家庭庁に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請
11月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請
令和6年3月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和5年度の検討結果、令和6年度 of 取組事項等について、区長会へ報告。 ○品川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（3月8日） ※施行期日：令和6年10月1日 ○文京区がこども家庭庁に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請
4月	○児童相談所を設置する特別区による共同処理組織「措置費共同経理課」を設置 ※地方自治法に基づく「機関等の共同設置」の手法を活用
7月	○文京区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（7月18日） ※施行期日：令和7年4月1日
8月	○令和7年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請 ＜要望事項＞ ・児童相談所設置・運営に係る財政措置 ・児童福祉司や児童心理司等の確保・育成に係る支援及び財政措置 ・社会的養育の基盤整備の充実を図るための十分な財政措置及び児童養護施設の設置に係る法人誘致のための国有地活用 ○令和7年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長

	が児童相談所の設置促進について要請 <要望事項> ・児童相談所の移管に係る財政措置 ・児童相談所開設時の立ち上げ支援（人材育成等の人的支援） ・児童相談所の移管に係る都有財産の活用 ・児童養護施設等の負担を軽減するための措置 ・都児童相談所の再編及び特別区との連携に関する特別区との協議
9月	○全体のロードマップを更新し、福祉主管部長会でとりまとめ
10月	○品川区の児童相談所が開設 ○令和8年11月開設予定の杉並区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始
令和7年2月	○都区協議会で、特別区の配分割合を56%に変更することについて合意（区側は、児童相談所の設置に伴う検討を継続してきた結果として配分割合を変更したと受け止め）
3月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和6年度の検討結果、令和7年度 of 取組事項等について、区長会へ報告
4月	○文京区の児童相談所が開設
8月	○杉並区がこども家庭庁に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請 ○令和8年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請 <要望事項> ・児童相談所設置・運営に係る財政措置 ・児童福祉司や児童心理司等の確保・育成に係る支援及び財政措置
9月	○全体のロードマップを更新し、福祉主管部長会でとりまとめ
令和8年2月	○杉並区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（2月16日） ※施行期日：令和8年11月1日
3月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和7年度の検討結果、令和8年度 of 取組事項等について、区長会へ報告

(2) その他の取組

① 児童相談所等の視察（特別区全体による実施分）

- 区の部課長級職員を中心に、東京都、横須賀市及び金沢市の児童相談所を視察。
 - ・平成28年 5月～ 8月 金沢市児童相談所（2回）、横須賀市児童相談所
 - ・平成28年10月～11月 東京都児童相談センター（6回）

＜平成23年度～平成27年度までの視察実施状況＞

- ・平成23年 7月 横須賀市児童相談所
- ・平成25年 8月 東京都児童相談センター
- ・平成26年 8月 横須賀市児童相談所
- ・平成26年11月 金沢市児童相談所
- ・平成27年 5月 国立武蔵野学院（児童自立支援施設）

② 説明会、講演会の開催

- 区職員、区議会議員等を対象に、下記のとおり、説明会等を実施。

平成28年 7月	○厚生労働省「改正児童福祉法等に係る説明会」 ○東京都福祉保健局「児童相談所業務等に係る説明会」
平成29年 4月	○特別区議会議員講演会（特別区協議会主催） ・厚生労働省「児童福祉法改正の背景と概要～児童相談所の設置に向けて～」
平成29年 6月 ↓ 9月	○特別区長会講演会 ・武藤素明（社福）二葉保育園常務理事「社会的養護における現状と特別区への期待」 ・磯谷文明 弁護士「児童相談所における法的対応と弁護士の役割」 ・松原康雄 明治学院大学学長「特別区が設置する児童相談所への期待」 ・奥田晃久 明星大学特任教授「我が区の子どもは我が区が護る」
平成29年 8月	○特別区長会事務局講演会 ・川並利治 金沢星陵大学教授「地域の子どもたちを守るために～児童相談所設置市が目指すべきもの～」 ・和田一郎 花園大学准教授「いま求められる一時保護所とは」
9月	○社会福祉講座（特別区協議会主催） ・法務省 東京少年鑑別所「非行防止及び少年の健全な育ちについて－少年鑑別所の立場から－」 ・宮内珠希 二葉乳児院 里親委託等推進員、秋山恵美子 養育家庭（里親）「里親制度を知っていますか？－里親家庭を支える地域へ－」
平成30年 3月	○人事実務研修（特別区人事・厚生事務組合人事企画部） ・奥田晃久 明星大学特任教授「One for All の取り組みで我が区の子どもは我が区が守る－児童相談所設置に向けた人材の確保・育成等について－」
10月	○特別区長会事務局講演会 ・上鹿渡和宏 長野大学教授「家庭養育への移行～なぜ必要なのか、どう実現するか～」 ・渡邊守 キーアセット代表「里親委託を増やすために必要な視点」 ・岩崎美枝子 家庭養護推進協会理事「養子縁組への理解を深める」
平成31年 1月	○特別区講座（特別区協議会・特別区職員研修所共催） ・柏女霊峰 淑徳大学教授「特別区における包括的な児童福祉行政の未来～児童相談所設置区の誕生を目前に控えて～」

令和 元 年 1 1 月	○特別区議会議員講演会（特別区協議会主催） ・川松亮 明星大学常勤教授「子どもの虐待防止と特別区における児童相談所の設置」
令和 2 年 1 月	○特別区講座（特別区協議会・特別区職員研修所共催） ・磯谷 文明 弁護士「特別養子縁組に関する法改正について」
1 2 月	○社会福祉講座（特別区協議会主催） ・川並利治 金沢星稜大学教授「子ども虐待防止と児童相談所のあり方」
令和 3 年 1 0 月	○特別区長会事務局講演会 ・大日向雅美 恵泉女学園大学学長「地域みんなで育む子どもの未来」
令和 4 年 1 0 月	○特別区長会事務局講演会 ・厚生労働省「改正児童福祉法等に係る説明会」
令和 6 年 1 月	○特別区長会事務局講演会 ・橋本和明 国際医療福祉大学教授「非行の理解と支援～被害と加害を扱う臨床～」
令和 7 年 2 月	○特別区長会事務局講演会 ・永野咲 武蔵野大学人間科学部社会福祉学科准教授「子どもの声を軸にした社会的養護へ」
令和 8 年 2 月	○特別区長会事務局講演会 ・橋本和明 国際医療福祉大学教授「対応に苦戦する保護者への理解」

③ 国・関係団体との意見交換等

平成 2 8 年 1 2 月	○東京都児童相談所非常勤・協力弁護士懇談会と区の部課長級職員との意見交換を実施。
平成 2 9 年 1 月	○厚生労働省と区の部課長級職員との情報交換を実施。
5 月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会と区の課長級職員との意見交換を実施。
6 月	○東京養育家庭の会（里親会）と区の課長級職員との意見交換を実施。
1 0 月	○東京都社会福祉協議会児童部会制度政策推進部主催学習会「特別区児童相談所設置の動向と課題」に、モデル的確認実施 3 区の担当課長等が参加。
平成 3 0 年 1 月	○区の課長級等職員を対象に、東京都社会福祉協議会児童部会書記会による「児童養護施設の措置費と補助金に関する勉強会」を実施。 ○東京地方検察庁と区の課長級職員等との情報交換を実施。
2 月	○東京養育家庭の会（里親会）と区の課長級職員との意見交換を実施。
3 月	○東京家庭裁判所と区の課長級職員等との情報交換を実施。
7 月	○東京都児童相談所非常勤・協力弁護士懇談会と区の課長級職員等との意見交換を実施。
平成 3 1 年 1 月	○警視庁とモデル的確認実施 3 区の担当課長等との意見交換を実施。
令和 元 年 5 月	○国立武蔵野学院（児童自立支援施設）とモデル的確認実施 3 区の担当課長等との意見交換を実施。
6 月	○東京家庭裁判所とモデル的確認実施 3 区の担当課長等との意見交換を実施。
7 月	○国立きぬ川学院（児童自立支援施設）とモデル的確認実施 3 区の担当課長等との意見交換を実施。
1 2 月	○東京地方検察庁とモデル的確認実施 3 区の担当課長等との意見交換

	を実施。
令和 2 年 1 月	○都立誠明学園・萩山実務学校（児童自立支援施設）及び東京都育成支援課とモデル的確認実施 3 区の担当課長等との意見交換を実施。
7 月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会とモデル的確認実施 3 区及び令和 3 年度開設予定 2 区（港区・中野区）との意見交換を実施。
令和 3 年 1 月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会、東京養育家庭の会とモデル的確認実施 3 区及び令和 3 年度開設予定 2 区（港区・中野区）の課長級職員等との意見交換を実施
8 月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会、東京養育家庭の会と児童相談所開設 4 区*及び令和 4 年度開設予定 3 区（中野区・豊島区・板橋区）との意見交換を実施。 *令和 3 年度開設予定だった中野区が開設時期を変更

＜その他の意見交換等＞

- 警視庁（R2.7（港区、中野区）、R3.6（板橋区、豊島区）、R4.9（葛飾区）、R5.9（品川区）、R6.4（文京区）、R7.9（杉並区））
- 東京地方検察庁（R2.12（港区、中野区）、R3.12（板橋区、豊島区）、R5.1（葛飾区）、R6.1（品川区）、R6.10（文京区））
- 東京家庭裁判所（R2.12（港区、中野区）、R3.12（板橋区、豊島区）、R4.12（葛飾区）、R5.12（品川区）、R6.12（文京区）、R7.12（杉並区））
- 都立誠明学園（R3.1（港区）、R4.3（中野区）、R4.6（板橋区）、R5.6（豊島区）、R5.9（葛飾区）、R6.9（品川区）、R7.3（文京区））
- 都立萩山実務学校（R3.1（港区）、R4.3（中野区）、R4.6（板橋区）、R5.6（豊島区）、R5.9（葛飾区）、R6.9（品川区）、R7.2（文京区））
- 国立武蔵野学院（R2.10（港区）、R4.6（板橋区）、R4.11（豊島区）、R5.6（葛飾区）、R6.9（品川区、文京区）、R7.12（杉並区））
- 国立きぬ川学院（R4.6（板橋区）、R5.6（中野区、豊島区、葛飾区）、R6.7（品川区）、R7.1（文京区）、R8.1（杉並区））

④ 児童相談所等への職員派遣（予定を含む。R 7. 4. 1 現在）

＜東京都＞

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	児童福祉司中堅職員	児童心理司中堅職員	事務職員	計
派遣数	1 6	1 6	1 5	3	1	0	5 1

＜特別区＞

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	事務職員	その他	計
派遣数	1 8	1 1	2 3	5	1	5 8

＜近隣自治体＞

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	計
派遣数	3	5	0	8

⑤ 児童相談所関連の共同研修の実施状況等（令和7年度）

法定研修	
令和7年 5月 12月	○「児童福祉司任用前講習会・指定講習会（第1回、第2回）」 ・子どもの権利擁護 ・ソーシャルワークの基本 ・子ども虐待対応の基本 など、内閣総理大臣が示す基準に基づく内容で実施
令和7年 8月 令和8年 1月	○「指導教育担当児童福祉司任用前研修」（前期、後期） ・子ども家庭支援のためのケースマネジメント ・子どもの面接、家族面接に関する技術 ・子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題 ・スーパービジョンの基本 など、内閣総理大臣が示す基準に基づく内容で実施
令和7年10月	○一時保護施設管理者及び指導教育担当職員研修 ・管理者の責任と指導教育担当職員の役割 ・一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント ・管理者、指導教育担当職員のスーパービジョンの事例検討 など、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修に準ずる内容で実施
令和7年10月 11月	○「児童福祉司任用後研修」（第1回、第2回） ・子ども家庭支援のためのケースマネジメント ・子どもの面接、家族面接に関する技術 ・児童相談所における方針決定の過程 など、内閣総理大臣が示す基準に基づく内容で実施
令和8年 1月 2月	○「調整担当者研修」 ・子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方 ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用 など、内閣総理大臣が示す基準に基づく内容で実施

課題別研修	
令和7年 5月 7月 12月	○「司法面接」（第1回、第2回、第3回、第4回） ・NICHHDプロトコルに基づく司法面接 ・調査における子どもへの聴取の意義 ・サポーターとバックスタッフの役割 ・面接実技（ロールプレイとその振り返り） など
令和7年 5月 8月	○「児童福祉司（基礎）Ⅰ」（第1回、第2回） ・アセスメントの基礎 ・法医学からみた子どもの損傷 ・多機関連携 など
令和7年 6月	○「児童福祉司（基礎）Ⅱ」（第1回、第2回） ・法的対応に備えた記録の取り方 ・非行相談、性的虐待 など

令和 7 年 6 月 7 月	○「こども家庭センター職員（基礎）」（第 1 回、第 2 回） ・ 通告ケースの初期対応 ・ 面接技法 ・ サポートプランの作成 ・ 要保護児童対策地域協議会の運営 など ○「動機づけ面接」 ・ 動機づけ面接の仕組みと考え方 ・ 動機づけ面接技法について ・ 面接実技（ロールプレイとその振り返り） など
令和 7 年 6 月 8 月 令和 8 年 1 月	○「保護者支援プログラム実践者養成研修」（第 1 回、第 2 回、第 3 回） ・ C A R E の概要・演習 ・ 個別面談における心理教育の進め方 など
令和 7 年 7 月	○「一時保護施設職員Ⅰ」 ・ 子どもの権利擁護 ・ 子どもへの支援の基本 ・ 子どもの集団生活のマネジメント など ○「児童福祉司（応用）Ⅰ」 ・ ケースフォーミュレーション ・ ライフストーリーワーク ・ 死亡事例 など
令和 7 年 8 月 1 1 月	○「児童虐待への対応」（第 1 回、第 2 回） ・ 児童虐待の現状と背景 ・ 児童、保護者への対応の基本 ・ 児童相談所・こども家庭センターと関係機関の連携 ・ 事例討議 など
令和 7 年 9 月	○「児童心理司（基礎）Ⅰ」 ・ 児童心理司業務の基礎 ・ アセスメントの基礎 ・ 心理所見の書き方 ・ 面接技法 など
令和 7 年 1 0 月	○「児童心理司（基礎）Ⅱ」 ・ アセスメントの基礎（W I S C） ・ 非行相談 ・ 性加害、性被害児童への対応 など
令和 7 年 1 1 月	○「児童心理司（応用）Ⅰ」 ・ アセスメントに基づく解釈（W I S C） ・ 暴露療法 など ○「子ども家庭福祉行政組織運営研修」 ・ 児童相談・子ども家庭福祉分野における新たな課題と組織運営 ・ 先進的取組に関する講義、交流 ・ 事例検討 など

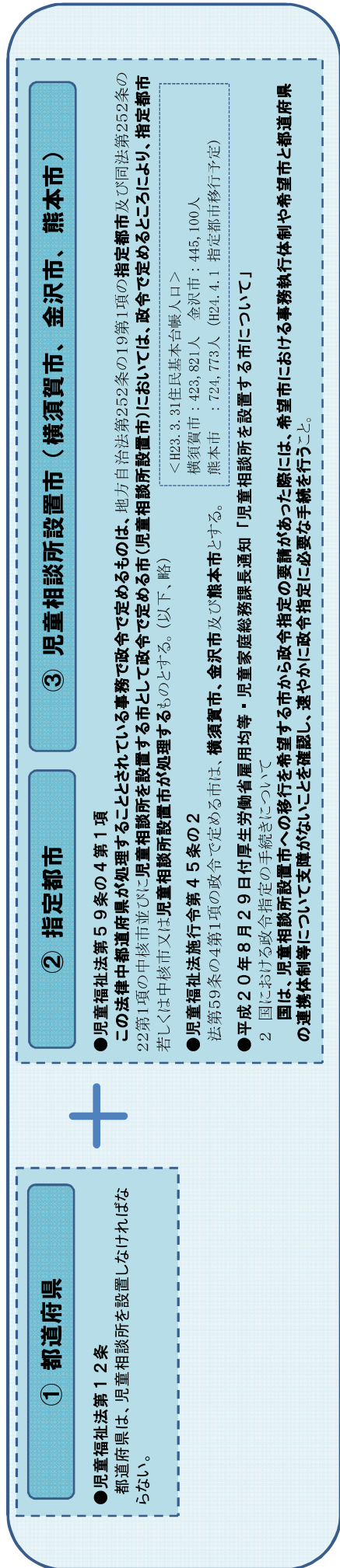
	○「一時保護施設職員Ⅱ」 ・虐待が子どもに与える影響とトラウマインフォームドケア ・被措置児童虐待の理解と対応 ・職員間のコミュニケーション、チームワークづくり など
令和 7 年 1 1 月 1 2 月	○「児童心理司（応用）Ⅱ」 ・アタッチメント ・トラウマケア ・ライフストーリーワーク など
令和 8 年 1 月	○「児童心理司リーダー研修」 ・最新の知識・情報に関する講義 ・人材育成、組織力向上に必要な専門知識に関する講義、演習 ・事例討議 など
令和 8 年 1 月 2 月	○「面接技法フォローアップ研修」（第 1 回、第 2 回） ・司法面接の最近の動向 ・子どもとの面接に向けた計画の策定と協議 など
令和 8 年 2 月	○「特別区児童相談所実務者研修会」 ・児童相談所、こども家庭センター等の課題と対応策 ・事例検討 など ○「児童福祉司（応用）Ⅱ」 ・親子関係再構築支援 ・対人援助技術 ・事例演習 など

試行研修	
令和 7 年 7 月 9 月 1 2 月 令和 8 年 2 月	○「児童相談所関連トピックス」（第 1 回、第 2 回、第 3 回、第 4 回） ・ネット依存・ゲーム障害、自傷行為、OD（オーバードーズ） ・非行少年と向き合う ・共同親権から考える～親と子のつながりと支援の実際～ ・子どもの安全確保に向けた児童相談所における手続きの留意点及び「立入調査」「臨検・捜索」訓練
<基調講演> 令和 7 年 8 月 <研修会> ※全 6 回 令和 7 年 9 月 ～令和 8 年 2 月	○都区合同研修「中堅層強化」 ※研修会は全 6 回のうちいずれかの回に参加 ・児童相談行政の最新のトピックス ・日々の相談業務におけるスーパーバイズや職員育成のポイント
令和 7 年 1 0 月	○「子どもの権利擁護」 ・子どもの権利擁護に関する知識についての講義 ・子どもの権利擁護に関する先進的事例についての講義 ・事例検討、演習 など
令和 8 年 3 月	○都区合同研修「先進的取組の共有」 ・東京都、特別区における児童相談分野の先進的な取組を共有

児童相談所のあり方検討資料

【24.11.16区長会総会（児童相談所のあり方に関する検討に向けた区側メンバー打ち合わせ作成資料）】

1 児童相談所の設置主体



2 都児童相談所における現状の課題

東京都児童福祉審議会「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(江戸川区事例 最終報告)」
(平成22年5月11日)より作成

- ◆課題・問題点
 - 《児童相談所の対応について》
 - 子ども家庭支援センターに対して、児童の状況等についての問い合わせやフォローアップ等を行わなかった。
 - 区市町村によって虐待対応の成熟度は異なっているが、それを認識していながら、実態に即した適切な支援ができていなかった。
 - 児童相談所の職員が、子ども家庭支援センターの受理会議に出席し助言を行ったことがないなど、スーパーバイズができていなかった。
 - 《共通した問題点》
 - 子ども家庭支援センターや児童相談所は、児童と直接会っておらず、小学校や医療機関も児童から直接事情を聴くことがなかった。
 - 子ども家庭支援センターは小学校に、児童相談所は子ども家庭支援センターにそれぞれ支援を任せきりにしていた。
 - 関係機関の連携が不十分で、情報が共有できていなかった。
- ◆提言
 - 《児童相談所の取組について》
 - 「情報提供」ケースについても、その後の対応状況を定期的に確認するなど、進行管理を行うこと。
 - 子ども家庭支援センターの相談援助の実態を調査し、実情に応じた支援を実施すること。
 - 子ども家庭支援センターの受理会議等に参加し、助言指導を行うなど、区市町村の専門性強化を支援すること。



平成23年度第2回東京都児童福祉審議会(平成23年6月14日)資料5「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて(仮称)」より作成

- 【課題1】増え続ける虐待相談件数、重篤化するケース内容への迅速的確な対応
 - 専門性を支える人材の育成(児童相談所)
 - ⇒ 基幹職員の育成、若手職員の専門性の強化
 - 子供家庭支援センターの体制や対応力のレベルアップ
 - 警察等との連携強化
 - 【課題2】関係機関の埋まらない隙間で生じる重大事例
 - 児童相談所と子供家庭支援センター、他県児童相談所間での連携強化
 - 学校、医療機関など独立性の強い機関と児童相談所・子供家庭支援センターとの連携強化
 - 要保護児童対策地域協議会の一層の活用
 - 【課題3】虐待の未然防止策が進展していない
 - 乳幼児はハイリスク「生命の危機あり」
 - ⇒ 4割が0歳児、6割が0歳～2歳児
 - 有児妊娠、子育て不安群のフォローの徹底(虐待要因の17%)
 - 特定妊婦への対応
- 【参考】
- ◇虐待相談件数
 - ⇒ 都：4,450件(H22年度)
 - ※前年度比約1.4倍
 - ◇児童相談所の体制強化
 - ⇒ 児童福祉司
 - H13年度：106名→H23年度：183名
 - 区市町村は、H21年度 5,510件)

3 区が児童相談所を持つ意義

- 責任が明確化し、区が主体的に一貫して、子どもの権利を守ることができる。
- 区民の観点では、区に一元化されることで分かりやすくなり、児童相談所が身近になる。行政側としても通報などの情報の錯綜が避けられ、的確に対応できる。
- 区が保有する税情報、福祉・保健サービスの受給状況などの情報を活かすことで、子どもや保護者等の状況を迅速・総合的に把握できるため、総合的な相対対応ができる。
- 一つの相談事例の中には複合的な問題がある中で、保健所、保育園、学校、児童委員、福祉事務所など関係部署との連携を活かすことができ、幅広い支援体制が組める。
- 児童虐待や子どもの非行など課題の共有化が進むことで、保健、保育、教育、福祉等の各部門との連携が緊密になり、早期に総合的なアプローチを行うことができる。
- 予防の視点を持って早い段階から係わることで、重篤な虐待ケースに陥ることを未然に防ぎながら、在宅での見守りを続けることができる。
- 地域を熟知した区が担うことで、地域性を踏まえて子どもの状況を捉えるため、関係部署で危機感を共有しやすく、きめ細やかな対応ができる。